

# 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

平成28年3月

小千谷市



# 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画目次

## 第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 小千谷市の現況	2
1 市の位置、面積	2
2 自然	2
3 産業の動向	2
4 人口	3
第3章 廃棄物行政の沿革	3
1 処理施設	3
2 ごみ収集形態	3
3 生活排水処理	3

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	4
1 ごみ処理における循環型社会形成推進の法体系	4
2 ごみの排出状況	4
(1) ごみの排出量	
(2) 最終処分量	
3 処理・処分の状況	6
(1) ごみの処理主体	
(2) 処理・処分の流れ	
(3) ごみ処理経費	
4 処理施設の状況	8
(1) 焼却施設	
(2) 不燃物処理施設	
5 ごみ減量化とリサイクルの現状	9
(1) リサイクル量とリサイクル率	
(2) ごみ減量化とリサイクルの取組みの現状	
第2章 ごみ処理基本計画の内容	13
1 ごみ処理基本計画策定の方針	13
2 排出量の推計	14
(1) 基準年度の設定	
(2) 排出量の推計	
3 ごみ減量化とリサイクルの目標	15
4 ごみ減量化とリサイクルの取組み	15
(1) 市民の取組み	
(2) 事業者の取組み	

(3) 行政の取組み	
5  ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針	17
(1) ごみの分別収集区分	
(2) 処理・リサイクルの方針	
6  適正処理困難物の処理方針	19
7  事業系ごみの処理方針	19
8  ごみ処理の計画に関する事項	19
(1) 収集運搬計画	
(2) 中間処理計画	
(3) 最終処分計画	
9  ごみ処理の施設整備に関する事項	20
(1) 収集運搬処理施設	
(2) 中間処理施設	
第3章  ごみ処理の将来における課題	20
1  ごみ処理の広域化	20

### 第3部  生活排水処理基本計画

第1章  生活排水処理の現状	21
1  生活排水処理	21
(1) 生活排水処理の現状	
(2) 生活排水の処理主体	
(3) 処理・処分の流れ	
(4) 下水道の現状	
(5) 農業集落排水処理施設の現状	
(6) 合併処理浄化槽の現状	
2  し尿・汚泥処理	23
(1) し尿計画収集人口・浄化槽人口の現状	
(2) し尿・汚泥の処理量	
(3) 収集・運搬・処理の現状	
(4) し尿・汚泥の処理経費	
第2章  生活排水処理基本計画の内容	26
1  生活排水処理基本計画策定の方針	26
2  生活排水の処理主体	26
3  生活排水の処理計画	27
(1) 下水道計画	
(2) 農業集落排水処理施設計画	
(3) 合併処理浄化槽計画	
4  し尿・汚泥の処理計画	29
(1) し尿・汚泥の処理量推計	
(2) 収集運搬計画	
(3) 施設整備計画	

# 第1部 総論

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 策定の趣旨

私たちの生活に物質的な豊かさをもたらしてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動は、地球温暖化や森林の減少、生態系の破壊、天然資源の枯渇など、あらゆる環境汚染、環境破壊を引き起こしてきました。

このような地球環境問題は私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしていることから、ライフスタイルを見直し、環境への負荷が低減される循環型社会への転換が求められています。

こうした中、国は平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の発生・排出抑制の取組みを推進するとともに、廃棄物を貴重なエネルギー源として有効活用する循環型社会への転換を明記しています。

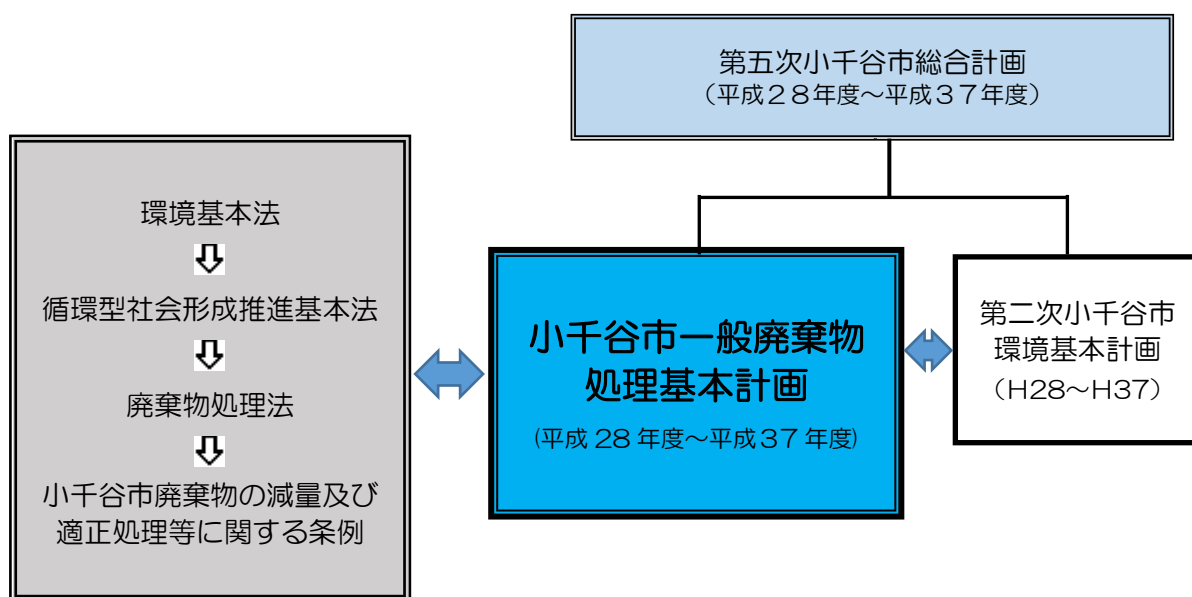
本市においてもごみの有料化による発生抑制、資源ごみの分別収集、資源物集団回収奨励金交付、生ごみ処理機器購入補助などにより、ごみの減量化と再資源化に取り組んできました。

また、生活排水処理については、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を促進してきました。

このような背景をふまえ、ごみ処理事業と生活排水処理事業を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するものであり、第五次小千谷市総合計画や環境基本法に基づく第二次小千谷市環境基本計画等を基に、今後の廃棄物行政の長期的な指針となる「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されています。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、概ね5年を目途に計画の見直しを行うこととしますが、社会情勢の大きな変化や関連法、制度改正などの諸条件に大きな変動があった場合には随時計画の見直しを行います。

## 第2章 小千谷市の現況

本市は新潟県のほぼ中央に位置し、日本一の長河“信濃川”により形成された典型的な河岸段丘の地形を有しており、雄大な自然により独自の文化と産業が生まれ、おぢや縮や錦鯉等に代表される伝統産業が受け継がれています。また、近年は精密機械工業、電子機器関連工業、食品工業などが急速に発展を遂げ、田園工業都市のイメージを有するようになっていきます。

平成28年3月に策定された「第五次小千谷市総合計画」により、「市民の願い」を基本理念に、都市像を「～ひと・技・自然～ 暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」と定め、震災を乗り越えた経験や豊富な自然と誇れる技術（産業）を活かしながら、市民一人ひとりが輝き、持続する都市を目指しています。

### 1 市の位置、面積

面積	155.19 km <sup>2</sup>	広ぼう	東西	17.21 km	周囲	86.1 km	標高	最高	581m
			南北	20.01 km				最低	27m
位置	極東	東経 138 度 54 分 (大字塩谷)			極南	北緯 37 度 12 分 (大字岩沢)			
	極西	東経 138 度 44 分 (真人町)			極北	北緯 37 度 23 分 (片貝町)			

### 2 自然

本市は年間平均気温が約 12.5 度、年間降水量は 2,319mm 前後、累年平均最大積雪深は 237cm であり、春は桜、夏は緑陰、秋は紅葉、冬は一面銀世界と四季の変化に富んでいます。

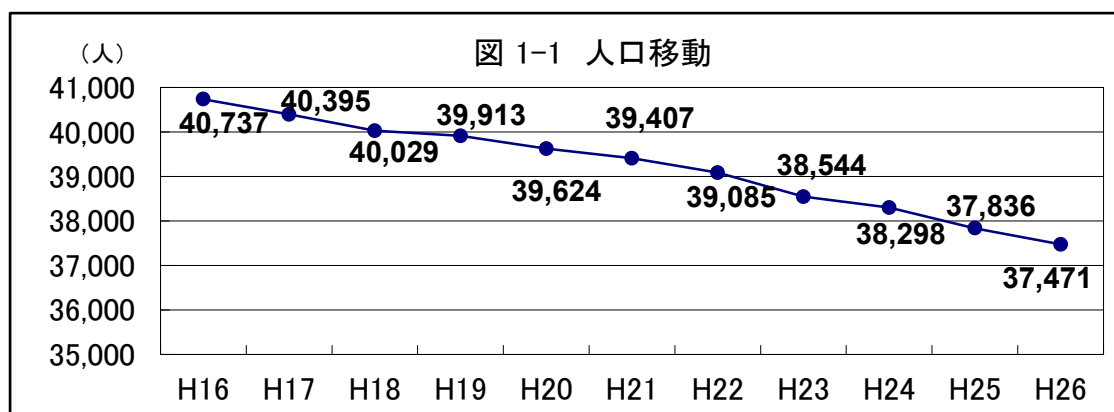
### 3 産業の動向

本市は信濃川に沿って都市が形成され、農業及び織物業、精密機械、食品工業などの地場産業を中心に発展してきました。近年は全国的な傾向である1次産業従業者の減少と誘致企業の撤退や規模縮小による第2次産業従業者が減少しています。

区 分	平成12年		平成17年		平成22年	
	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)
第1次産業	1,867	8.4	1,872	8.8	1,541	7.9
第2次産業	9,864	44.5	8,972	42	7,543	38.7
第3次産業	10,430	47.1	10,408	49	10,358	53.1
そ の 他	11	0	38	0.2	32	0.3
計	22,172	100.0	21,290	100.0	19,474	100.0

## 4 人口

本市の人口は企業誘致などにより定住人口の増加を図って来ましたが、昭和55年をピークに減少が続いています。



## 第3章 廃棄物行政の沿革

### 1 処理施設

本市の本格的な廃棄物行政は、昭和29年のごみ焼却場(7.5t/日)建設に始まり、以後昭和40～41年にし尿処理場を建設し、昭和45年に処理部門の効率化のため川口町と一部事務組合(小千谷市川口町衛生組合)を設立し、昭和63年に山古志村が加わり「小千谷地域広域事務組合」となりました。

平成16年に山古志村が長岡市への合併により事務組合から離脱し、その後平成22年に川口町の長岡市への合併により広域事務組合は解散し、処理施設等は小千谷市が引き継いでいます。

現在の施設はし尿処理施設が昭和51年度に、ごみ焼却施設が平成2年度に稼働しました。また、平成10年度に最終処分場とリサイクルプラザ、平成12年度に廃プラスチック系減容化施設を稼働しました。

平成13年度にはごみ焼却施設においてごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)に基づく改造工事を実施しました。

### 2 ごみ収集形態

収集形態等については平成5年度から缶とビンの分別収集を開始し、平成10年度からペットボトルとプラスチックの分別収集、平成12年度から容器包装プラスチックの分別収集、平成20年度から古紙類の分別収集を開始しました。平成23年度には燃やすごみと埋立ごみについて有料化を開始し、さらなるごみの減量化に向けた取組みを行ってきました。

### 3 生活排水処理

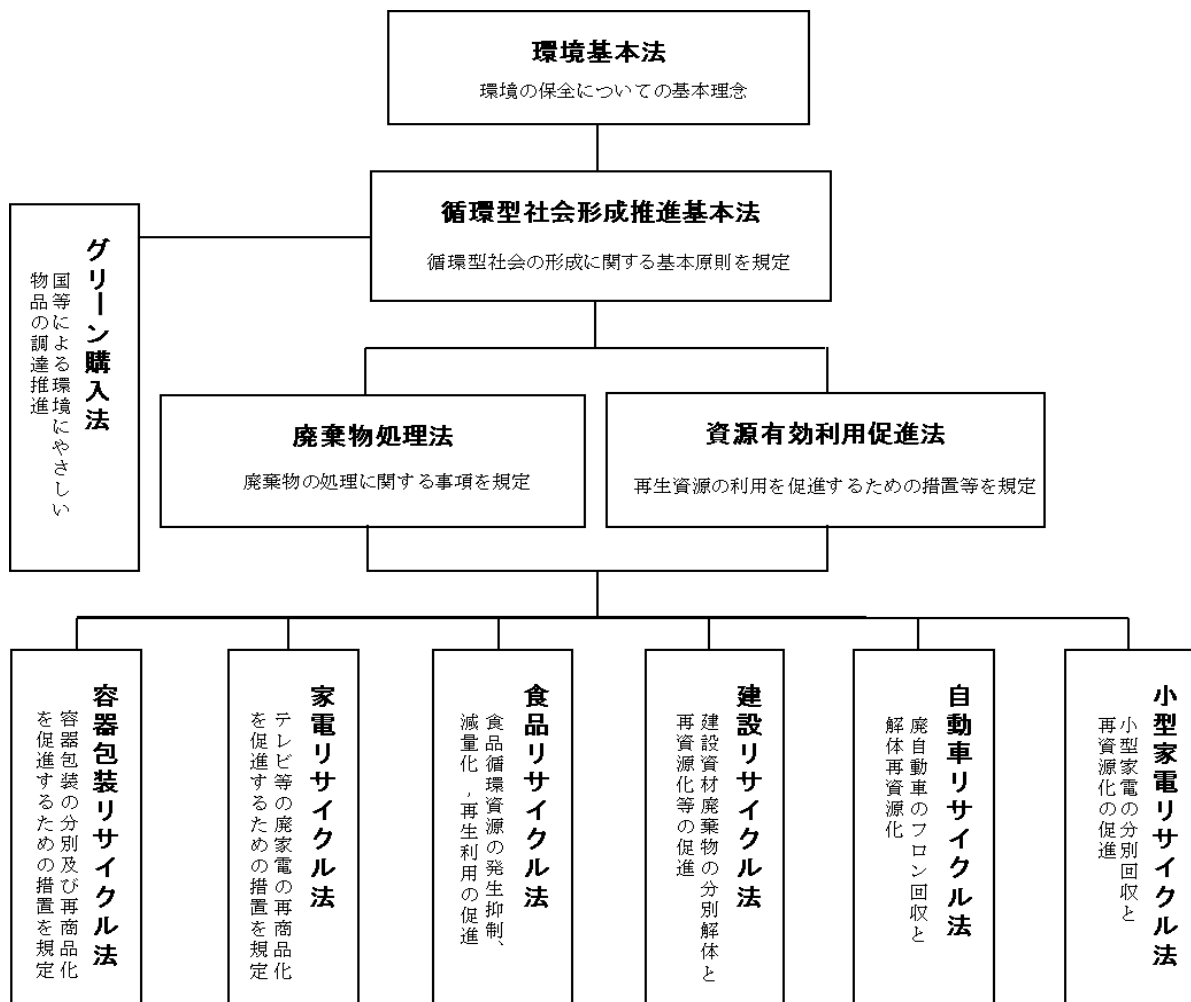
下水道については信濃川下流流域下水道として平成5年から一部供用を始め、現在は施設整備を完了しています。農業集落排水処理施設は昭和63年に鴻野谷地区、その後、池ヶ原地区、吉谷地区、川井地区、真人地区、岩沢地区、上片貝地区と順次設置しました。合併処理浄化槽については平成6年度に設置補助を開始し、平成13年度からは面的整備促進事業を新設し、普及を図っています。

平成26年度末時点における生活排水処理人口は34,836人となっています。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理における循環型社会形成推進の法体系



#### 2 ごみの排出状況

##### (1) ごみの排出量

平成26年度における本市のごみの計画収集量は13,583tであり、資源物集団回収を含めた総排出量は14,333tであり、ごみの収集回数や分別方法は異なりますが、平成21年度の計画収集量15,130t（総排出量15,888t）に比べ10.2%（9.8%）減少しています。

年度別の総排出量は平成22年度にごみ処理有料化前の駆け込み需要の影響で増加していますが、平成23年度以降は横ばい状態が続き、平成26年度は過去10年間で最少の排出量になりました。（図2-1-1）

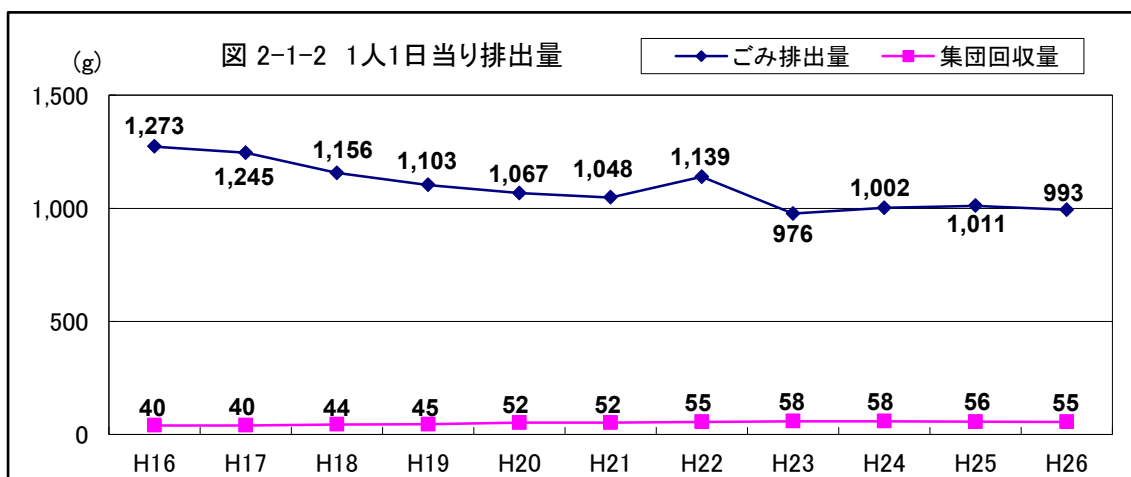
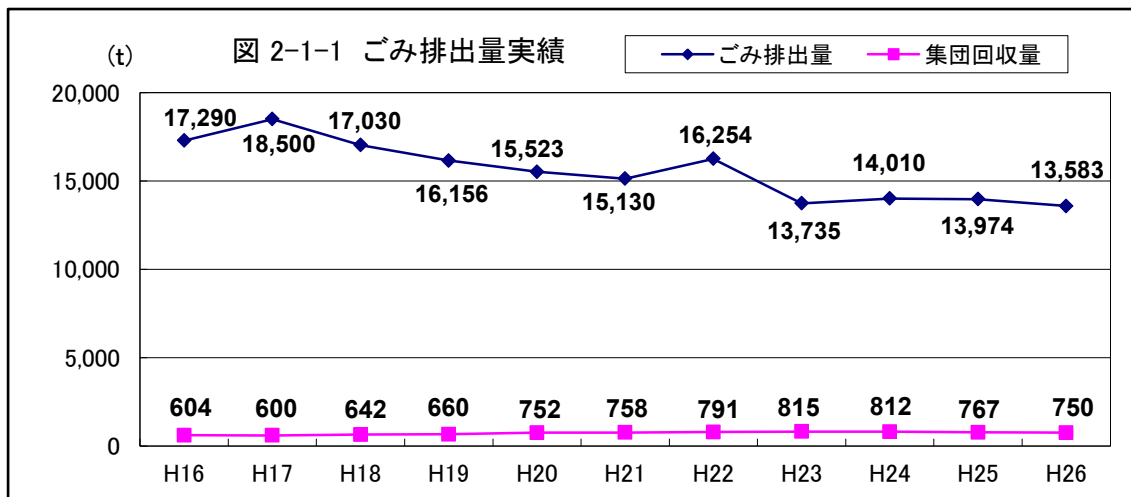
平成26年度の市民1人1日当りの排出量は993g（資源物集団回収を含むと1,048g）であり、平成21年度の1,048g（1,100g）に比べ5.6%（6.1%）減少しています。（図2-1-2）

平成26年度のごみ排出量の市民1人1日当りの排出量は547g（資源物集団回収を含むと602g）であり、平成21年度の616g（669g）に比べ11.2%（10.0%）減少しています。



排出量が減った原因は、人口の減少もありますが、平成23年度に開始したごみ処理の有料化、古紙類の分別収集による燃やすごみの減少や、ごみ減量化への市民意識の浸透が考えられます。

また、事業所などからの燃やすごみの量は横ばい傾向（H21年度 5,287t→H26年度 5,209t）にあり、今後は事業系のごみの搬出量の減少が課題となります。

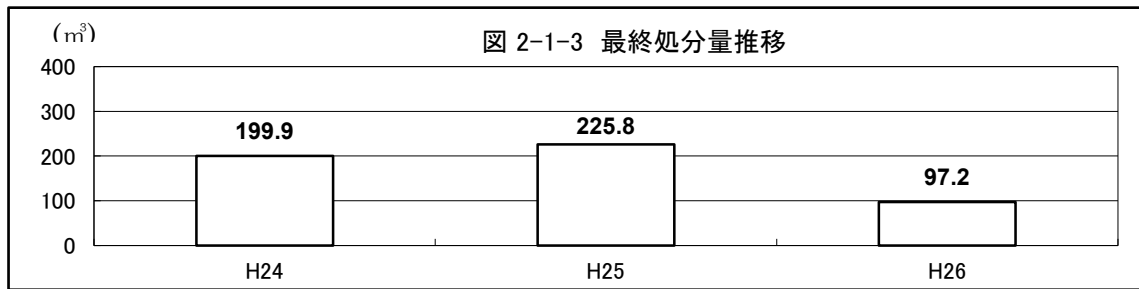


## (2) 最終処分量

平成16年に発生した新潟県中越地震の影響で最終処分量が急増したことから、クリーンスポット大原の最終処分場の延命化を図るため、平成20年度から時水清掃工場の焼却灰を、平成21年度からは時水清掃工場の飛灰とクリーンスポット大原の不燃残渣を県外の民間処理施設に搬出し、埋立処分を行っています。

平成26年度におけるクリーンスポット大原の最終処分場における埋立量は97.2 m<sup>3</sup>であり、前年度に対して大幅な減少となっています。(図 2-1-3) これは、平成26年度から衛生センター清流園で発生する汚泥を埋立せずに時水清掃工場で助燃剤として使用し、焼却灰は県外の民間処理施設に搬出していることによるものです。

平成26年度以降クリーンスポット大原の最終処分場への搬入は、ごみ0の日等で回収された側溝汚泥等となっています。



### 3 処理・処分の状況

#### (1) ごみの処理主体

家庭から排出されるごみについては市が収集と処理・処分を行っており、旧川口町地域のごみ処理についても長岡市からの委託を受けて小千谷市で処理・処分を行っています。

#### 【処理主体と収集処理形態】

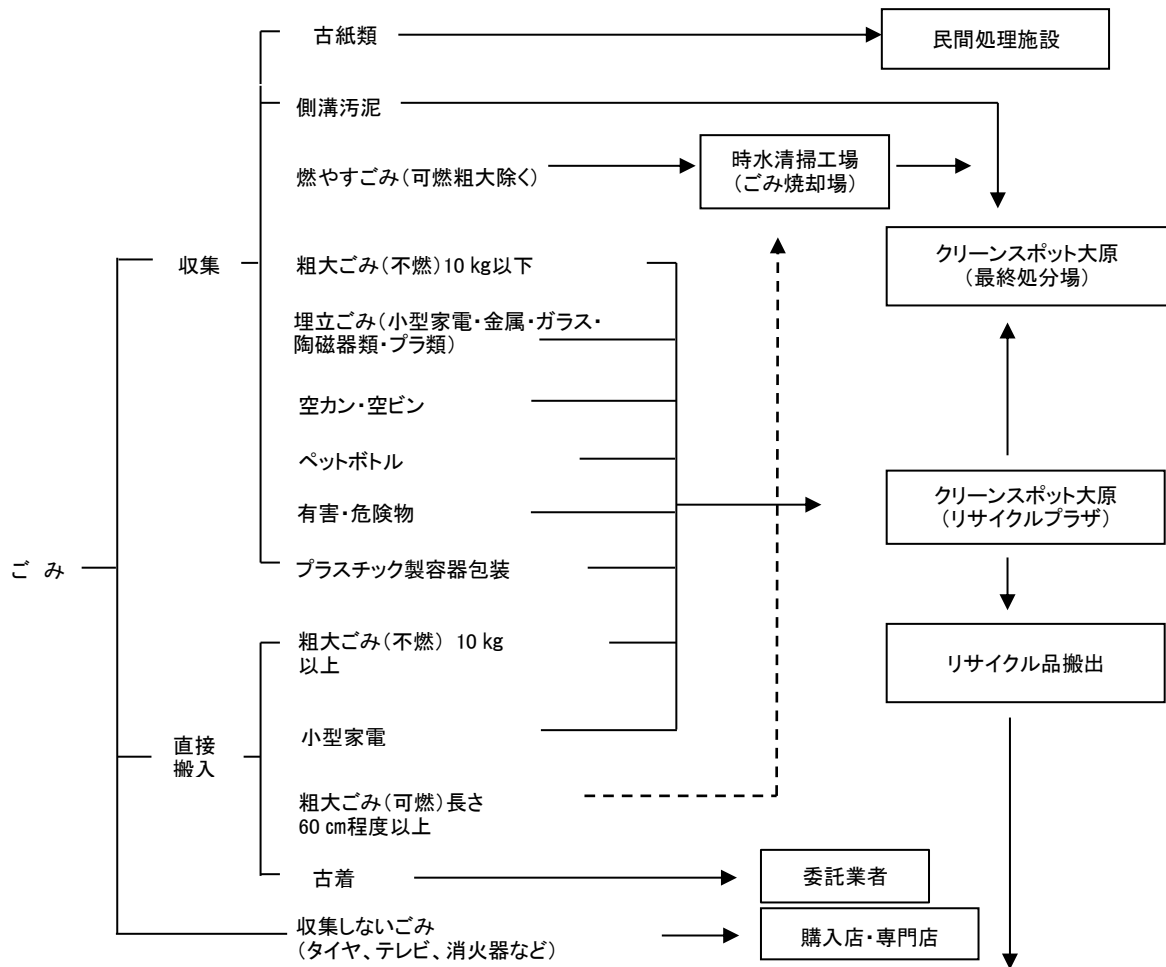
区分	処理主体	施設名	収集・処理形態
収集運搬	家庭ごみ：小千谷市	—	委託業者、直接搬入
	事業ごみ：事業所	—	直接搬入、許可業者
処理	燃やすごみ	小千谷市	時水清掃工場
	空カン、空ビン	小千谷市	クリーンスポット大原
	ペットボトル	小千谷市	クリーンスポット大原
	プラ製容器包装	小千谷市	クリーンスポット大原
	古紙	小千谷資源組合	小千谷資源組合
	有害・危険物	小千谷市	クリーンスポット大原
	粗大ごみ	小千谷市	クリーンスポット大原
	小型家電	小千谷市	クリーンスポット大原

#### 【家庭ごみ種類別収集形態】

区分	回収方式	収集形態	収集回数	搬入先
燃やすごみ（可燃粗大除く）	ステーション	委託	3回/週	時水清掃工場
空カン、空ビン	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
古紙（新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボール）	ステーション	委託	1回/週	委託業者
有害・危険物	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
埋立ごみ（小型家電、金属、ガラス、陶磁器、プラ類）	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ（不燃）10kg程度以下	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ（不燃）10kg以上	直接搬入	—	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ（可燃）長さ60cm程度以上	直接搬入	—	—	時水清掃工場
古着	イベント	—	—	委託業者
小型家電	ピックアップ	委託	—	クリーンスポット大原
	イベント	—	—	クリーンスポット大原
収集しないごみ	—	—	—	購入先・専門店など

(2) 処理・処分の流れ

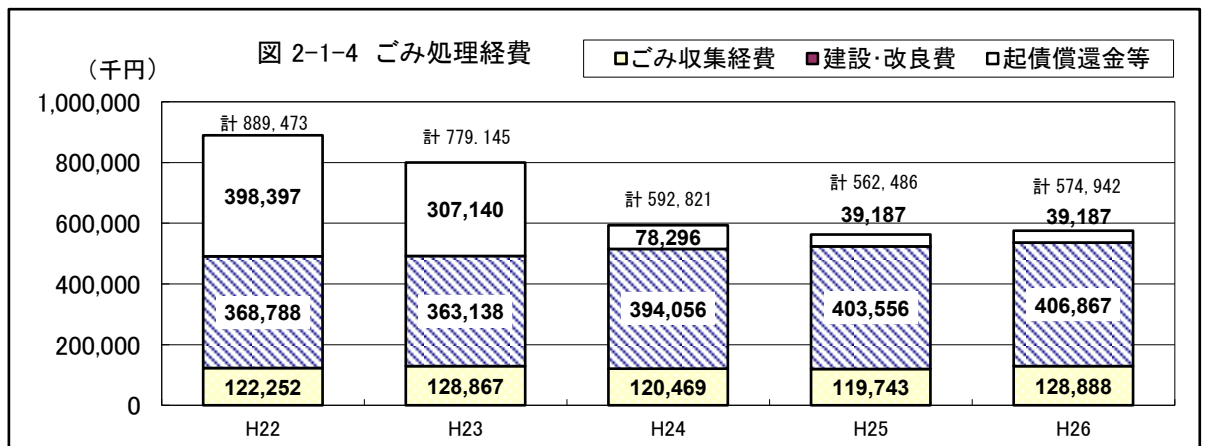
※H27.4.1 現在



- 【再商品化例】
- ・空カン／(スチールカン)建設用鋼材、スチールカンなど  
(アルミカン)アルミサッシ、家電用アルミ部品、アルミカンなど
  - ・空ビン／ガラスビン、建設資材など
  - ・ペットボトル／衣類、カーペット、卵パック、ボトルなど
  - ・プラスチック製容器包装／油化、製鉄用高炉原料、ガス化など
  - ・古紙類／新聞紙、トイレトーパー、ダンボールなど
  - ・小型家電／金属資源など

(3) ごみ処理経費

平成26年度の本市におけるごみ処理経費の総額は約5億7千万円で、1t当たり約4万2千円、市民1人当たり約1万5千円となっています。



## 4 処理施設の状況

### (1) 焼却施設

可燃物の処理は時水清掃工場（サンクリーン時水）で焼却処理を行っています。

#### 【時水清掃工場（サンクリーン時水）】

所在地	小千谷市大字時水 1937 番地 1
敷地面積	7,816 m <sup>2</sup>
建築面積	2,229 m <sup>2</sup>
延床面積	3,948 m <sup>2</sup>
着工	S. 63. 5. 23
竣工	H. 2. 2. 20
設計・施工	三菱重工業(株)
12・13 年度改造工事	日立金属(株)
処理方式、処理能力	全連続燃焼式（ストーカ式） 60t/日×2 基
主な設備	粗大ごみ破碎設備、集じん設備(H. 12・13 年度改造；バグフィルター)、有毒ガス除去設備、排水処理設備、灰固化設備(H. 12・13 年度設置)

### (2) 不燃物処理施設

不燃物の処理はクリーンスポット大原で行っています。クリーンスポット大原はリサイクルプラザ、最終処分場、排水処理施設と廃プラスチック系減容化施設から成り立っており、リサイクルプラザでは不燃物の分別収集及び、再利用可能な生活用品の展示・提供を行っています。廃プラスチック系減容化施設はプラスチック製容器包装類の圧縮・梱包を行っています。

#### 【クリーンスポット大原】

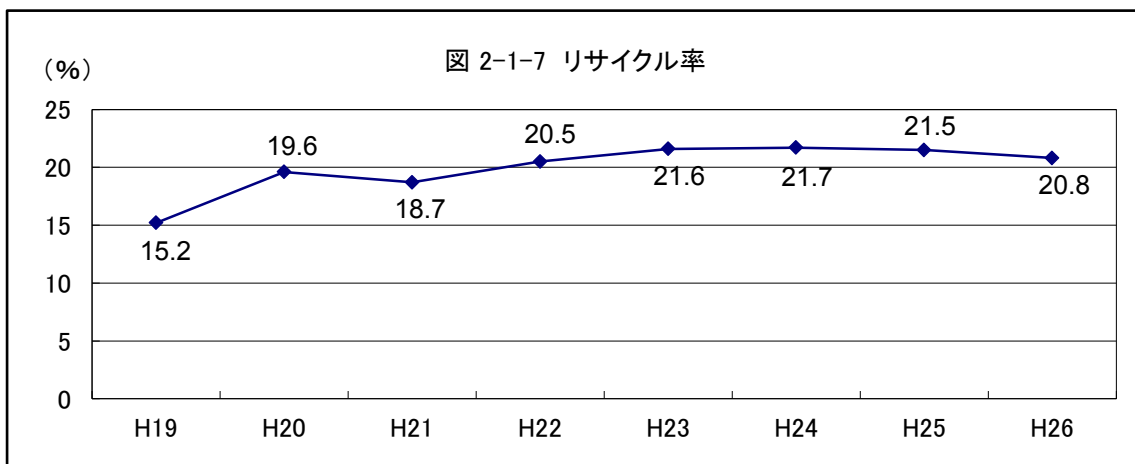
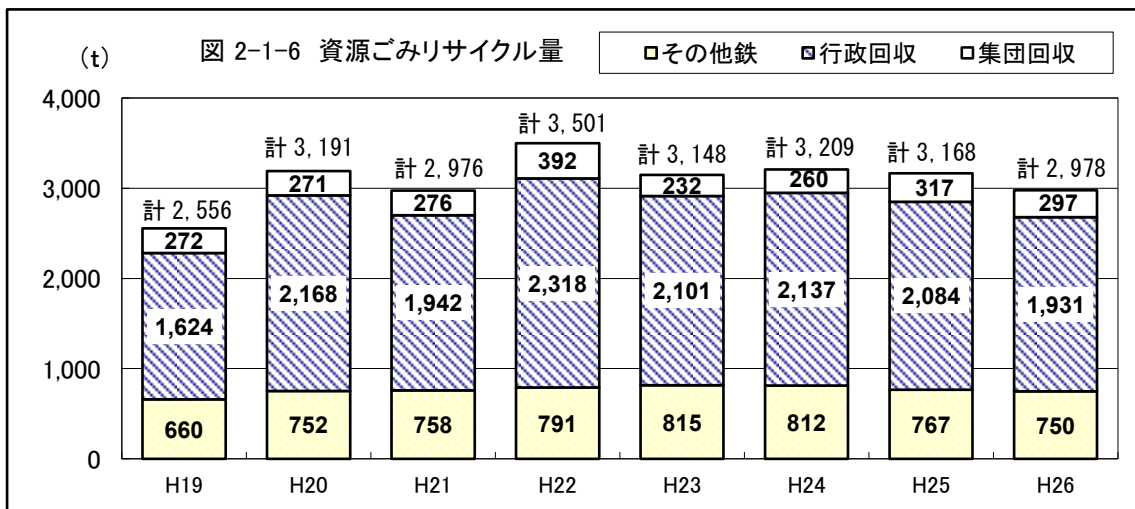
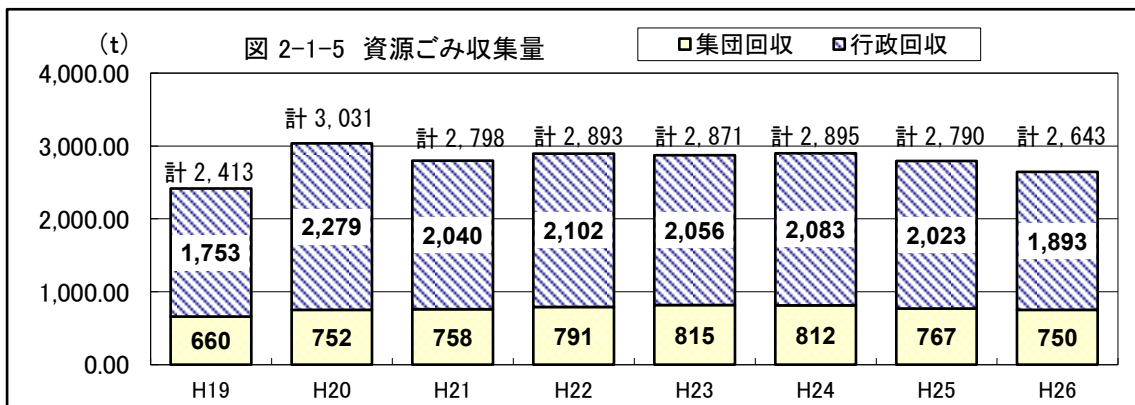
所在地	小千谷市大字蕪生丁 557 番地 2		
着 工	平成 7 年		
竣 工	平成 10 年 3 月 25 日（廃プラスチック系減容化施設平成 12 年 3 月 29 日）		
設 計	(株)日本環境工学設計事務所		
施 設	リサイクル プラザ	処理能力	不燃ごみ 7.1t/日、資源ごみ 6.8t/日、粗大ごみ 1.1t/日
		設備	破碎機、磁選機、手選別コンベア、金属圧縮機他
	最終処分場	埋立容量	121,640 m <sup>3</sup>
		埋立面積	15,130 m <sup>2</sup>
		方式	管理型
	排水処理設備	処理能力	60 m <sup>3</sup> /日
		処理方式	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭・キレート吸着
	プラスチック系 減容化施設	処理能力	10t/日（5 時間稼動）
処理方式		圧縮梱包（スチールバンド結束）	

## 5 ごみ減量化とリサイクルの現状

### (1) リサイクル量とリサイクル率

平成26年度の資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類、古紙類、資源物集団回収による新聞・雑誌等）の収集量は2,643t（行政回収1,893t、資源物集団回収750t）であり（図2-1-5）資源ごみではなく粗大ごみ等から分別された、鉄類を含めたリサイクル量は2,978t（図2-1-6）リサイクル率は20.8%（図2-1-7）となっています。

平成21年度と比較すると、リサイクル量は横ばいとなっていますが、総排出量が減少していることからリサイクル率は上昇しています。



## (2) ごみ減量化とリサイクルの取組みの現状

### ① 市民の取組み

#### ア ごみ減量化

スーパーなどで行われている、牛乳パックや発泡スチロールトレイの回収のほか、レジ袋の削減を目的としたマイバッグ運動、過剰包装の辞退の取組みには多くの市民が参加しています。また、各家庭において、生ごみ処理機器による生ごみの減量への取組みが行われています。

#### イ 資源物集団回収の取組み

町内会、PTA、子供会等で資源物集団回収奨励金事業として古紙、リターナブルビン等の資源物回収に取り組んでいます。最近是有価物の価格の下落などにより収益の減少も見られますが、環境問題への取組みを念頭に積極的な回収が継続されています。

### ② 事業者の取組み

#### ア 店頭回収

スーパーや酒屋では資源の再利用を進める取組みから、牛乳パック、発泡スチロールトレイ、リターナブルビン（再使用できるビン）等の回収・処理が行われています。

#### イ 生ごみの自主処理

一部事業所では生ごみの堆肥化や飼料化など自主処理に取り組んでいます。

#### ウ 社内啓発

一部事業所では ISO14001 の取得による社内啓発や子供への環境教育を行う中でごみ問題に取り組んでいます。

### ③ 行政の取組み

#### ア 資源ごみの分別収集

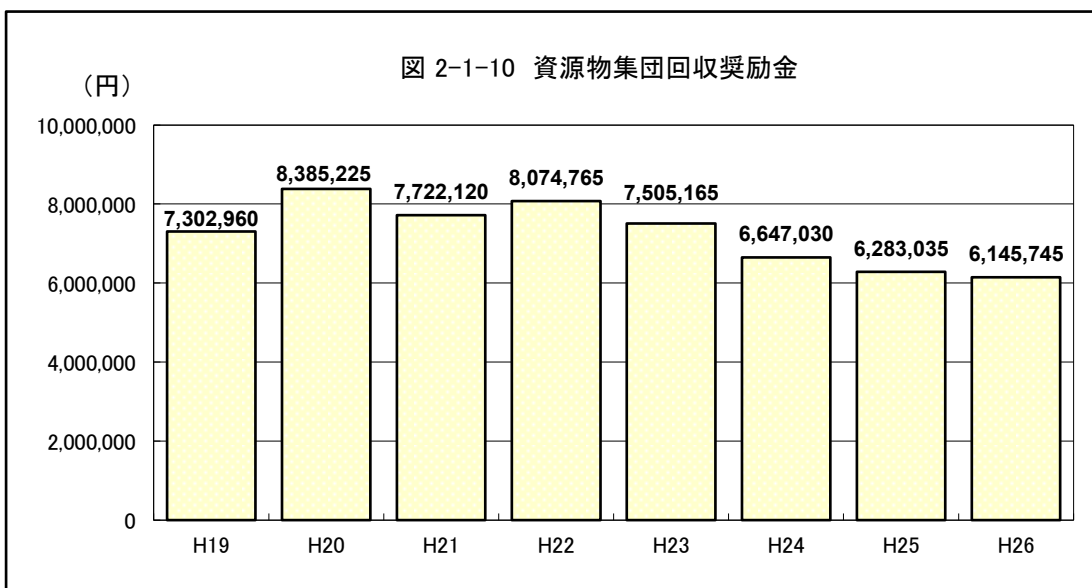
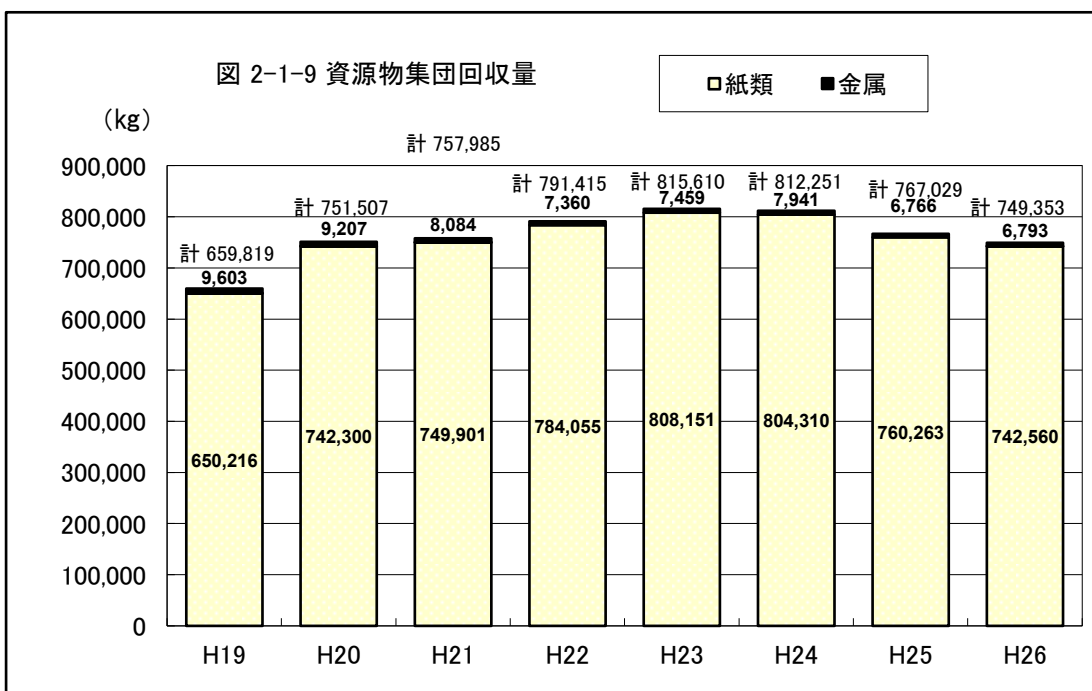
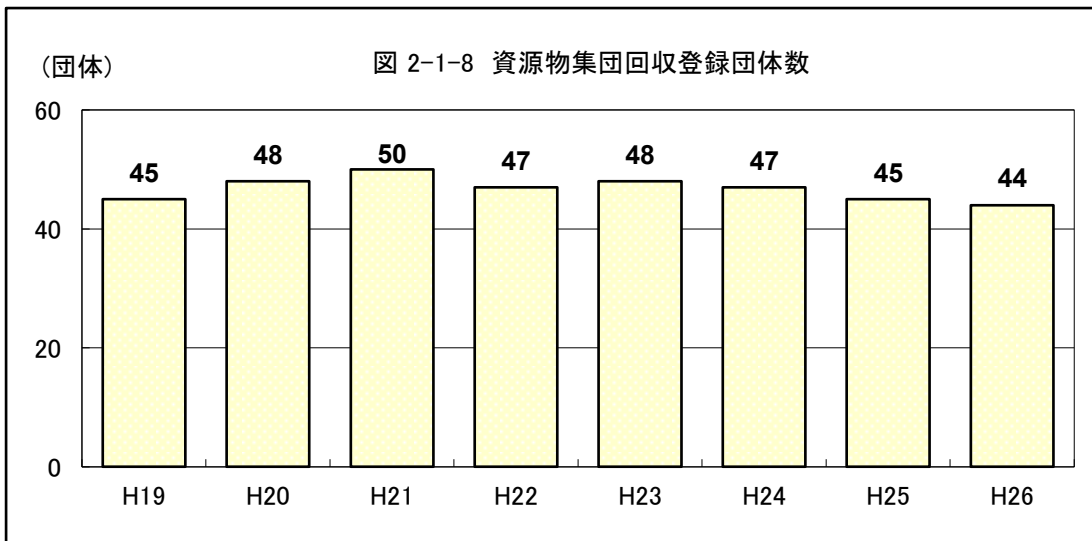
平成5年度からカンとビンを対象に、ステーション分別収集を開始し、平成10年度からはペットボトルの分別収集、平成12年度からはプラスチック製容器包装類、平成20年度からは古紙類の分別収集を行っています。

平成27年度からは小型家電のクリーンスポット大原でのピックアップ方法による分別処理を開始した他、春夏秋の年3回、市役所駐車場において古着回収と併せて小型家電の回収を行っています。

#### イ 資源物集団回収奨励金事業

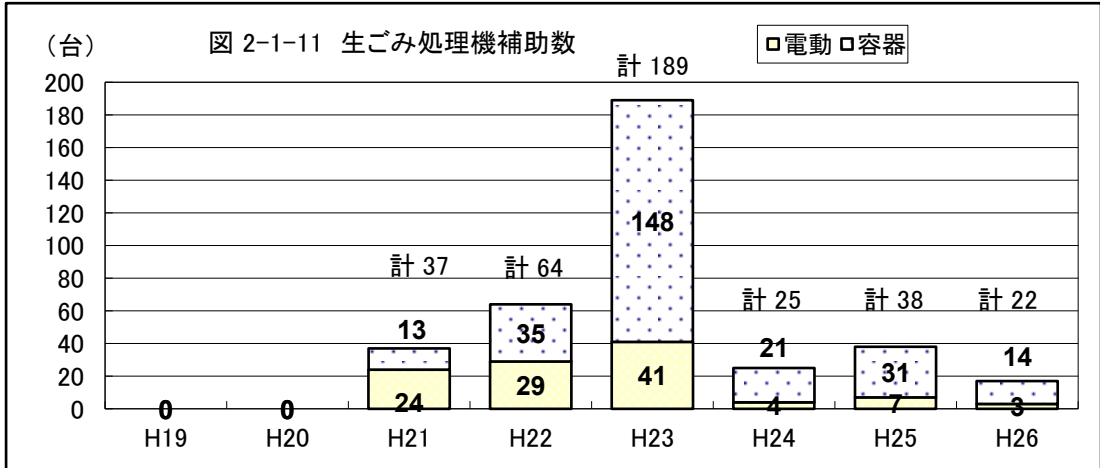
一部の町内会、PTA、子供会等では以前から新聞やビールビン、酒ビンの回収を行っており、平成5年度からは本市の資源物集団回収奨励金事業として新聞紙、雑誌、ダンボール、古布、スチール、アルミ、牛乳パック、発泡スチロール類に回収量に応じた奨励金の交付を始めました。

古紙類の値崩れ等により回収量が落ち込みましたが、平成26年度では44団体が登録し、750tの回収量に対し奨励金6,146千円を交付しました。(図2-1-8) (図2-1-9) (図2-1-10)



ウ 生ごみ処理機器購入費補助金

平成6年度から生ごみ処理機器購入費の補助を開始し、平成16年度まで総数 2,195 セットに補助金を交付しました。平成17年度から平成20年度の間は、中越大震災の復興事業を優先するため補助制度をいったん休止しましたが、平成21年度から補助を再開し、平成26年度は電動生ごみ処理機3台、堆肥化容器14台分の補助金を交付しました。(図 2-1-11)

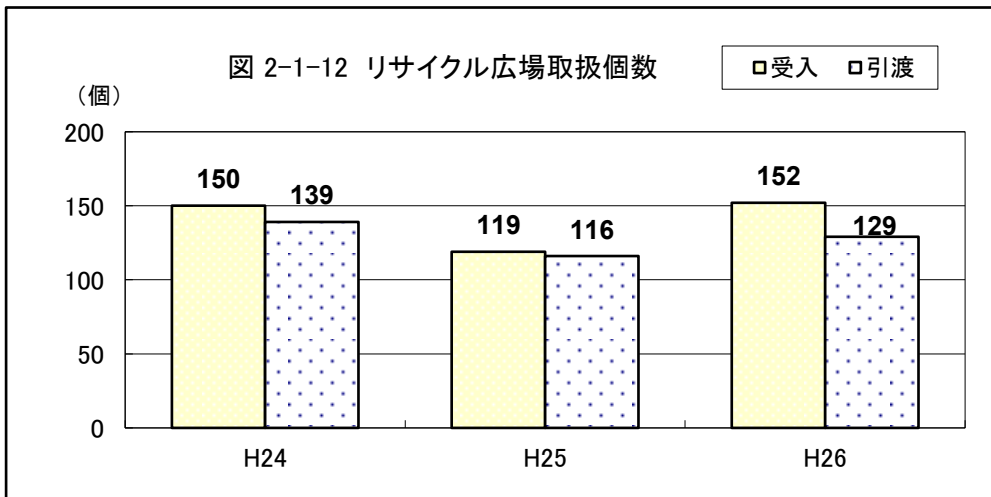


エ リサイクルプラザ

平成10年のクリーンスポット大原の操業開始に伴い、リサイクルプラザも併せて開業し、不要となった日用品等を市民から提供してもらい、必要とする方に譲り渡しを行っています。

平成26年度では152個を受け129個が譲り渡されリユースされています。

(図 2-1-12)





## 第2章 ごみ処理基本計画の内容

### 1 ごみ処理基本計画策定の方針

本市ではごみの焼却による処理と併せて減量化と資源の有効利用を目的に、ごみの積極的な分別収集に取り組んでいます。今後も排出量を削減するため、分別収集、再資源化、堆肥化など収集・運搬・処理の効率的な方法（処理全体を通してコスト、環境負荷が最小となるような施策）の選択に取り組む必要があります。

このようなことから、「小千谷市ごみ処理基本計画」は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに清潔で快適なまちづくりのために、次に掲げる事項に重点をおいて策定します。

#### 循環型社会形成に向けた重点事項

- 1 ごみの減量及びリサイクルについて目標値を設け、ごみの発生抑制及びリサイクルに取り組みます。
- 2 分別収集の更なる啓発を行い、市民一人ひとりのごみ処理対策への意識の高揚を図ります。
- 3 市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を意識した、協働（パートナーシップ）により施策を推進します。
- 4 生ごみの更なる減量化と有効利用を推進します。

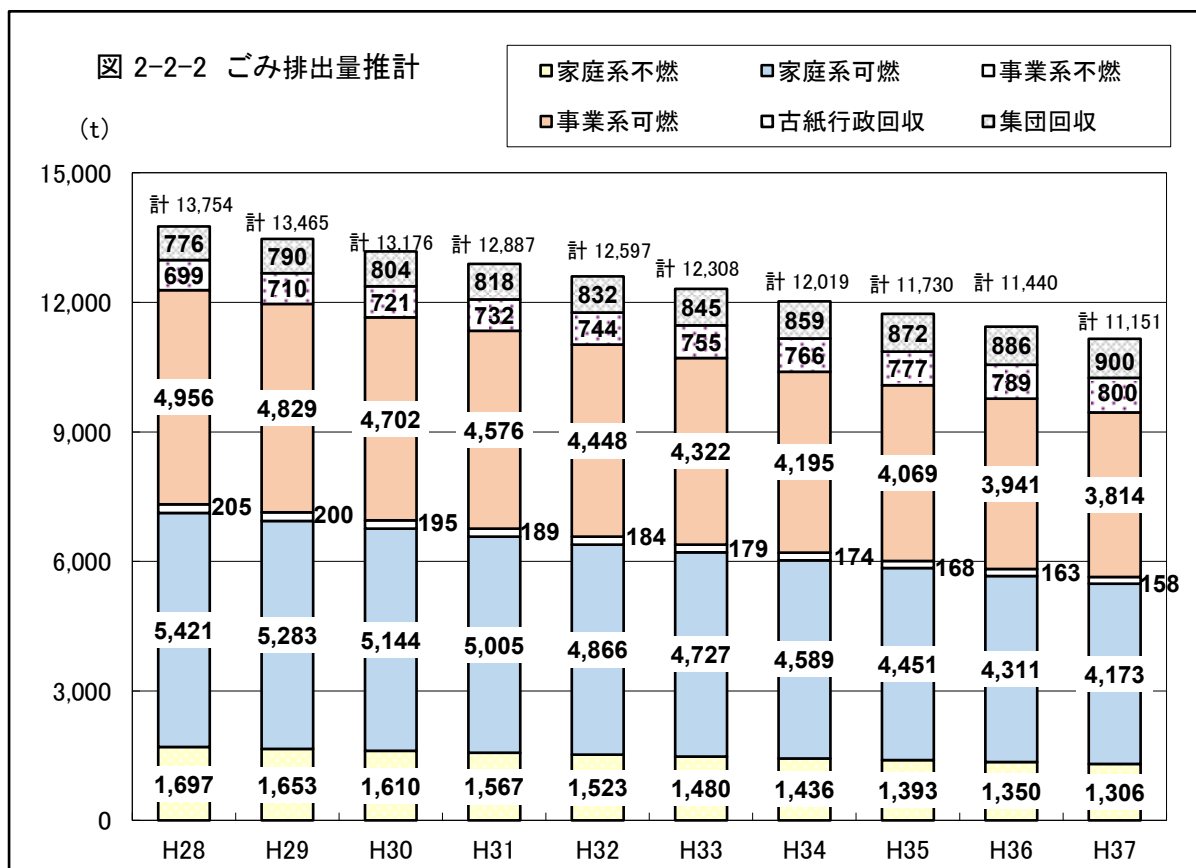
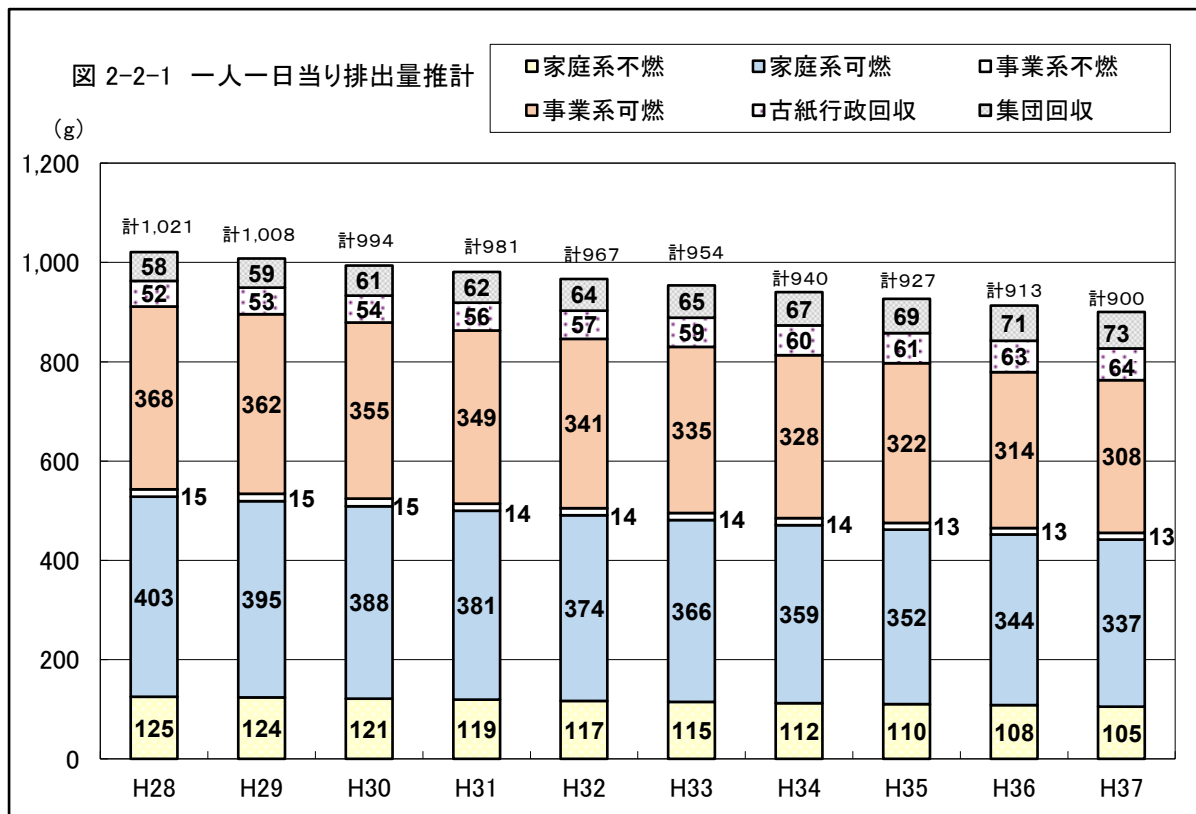
#### 環境美化のための重点事項

- 1 ごみの出し方の徹底を図ります。
- 2 ごみステーション整備について、引き続き取り組みます。
- 3 不法投棄の防止について、引き続き取り組みます。

## 2 排出量の推計

平成26年度の実績をもとに、目標年度である平成37年度のごみの排出量を推計しました。

(図 2-2-1) (図 2-2-2)



(1) 基準年度の設定

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）を参考にし、本計画では平成26年度を基準に指標を設定いたします。

(2) 排出量の推計

① 燃やすごみ

平成37年度の燃やすごみの量は推計では7,988 tであり、平成26年度のごみ量と比較すると約27%減少する見込みです。

② 不燃ごみ

平成37年度の不燃ごみの量は推計では1,463 tであり、平成26年度のごみ量と比較すると約27%減少する見込みです。

### 3 ごみ減量化とリサイクルの目標

国は第三次循環型社会形成推進基本計画の中で、平成32年度の一人一日当りのごみ排出量を、平成12年度比で約25%削減（一人当たり約900g）を目標としています。このことを参考に、本市では平成37年度の一人一日当りのごみ排出量を平成26年度比で約15%削減（一人当たり900g）と見込んでいます。

さらに、平成37年度のごみ総排出量の目標値は、平成26年度比22%減の11,151 t、リサイクル率は平成26年度比2.2ポイント増の23%に設定します。

【ごみ排出量等】

		H26 実績	H32 目標	H37 目標
一人一日当り 排出量（g／人・日）	資源物含む	1,048	972	900
	（資源物含まず）	(993)	(907)	(827)
総排出量（t／年）		14,333	12,597	11,151
	計画収集量	13,583	11,765	10,251
	資源物集団回収	749	832	900
リサイクル量（t／年）		2,978	2,771	2,565
リサイクル率（%）		20.8	22.0	23.0
最終処分量（t／年）		97.2	97.2	97.2

### 4 ごみ減量化とリサイクルの取組み

ごみ減量化とリサイクルの目標達成のため、市民・事業者・行政が協働して取り組みます。

(1) 市民の取組み

① グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）運動

- ・環境や人の健康を害さない商品を選びます。

- ・資源とエネルギー消費の少ない商品を選び、むだなく使うようにします。
  - ・長くつきあえる商品やサービスを選びます。
  - ・繰り返しの使用や詰め替えできる商品を選びます。
  - ・リサイクルしやすい商品を選びます。
  - ・リサイクル資源が使われている商品を選びます。
  - ・買い物時はマイバッグを使うようにします。
  - ・過剰包装の辞退やばら売りのものを購入するようにします。
  - ・「小千谷のごっつお食べ切り運動」に協力します。
- ② 市が実施するごみの収集への協力
- ・市のごみの分別収集に協力します。
  - ・市のごみのリサイクルに協力します。
- ③ 事業者等が実施するリサイクル事業への協力
- ・スーパー等が実施する牛乳パック、発泡スチロールトレイ等の回収に協力します。
  - ・酒屋等が実施する空きビンの回収に協力します。
- ④ 資源物集団回収等への参加と協力
- ・町内会、PTA等が行う資源物集団回収活動に積極的に参加・協力し、ごみの減量とリサイクルに努めます。
- ⑤ 生ごみの処理
- ・生ごみの堆肥化などに積極的に取り組み、ごみの減量に努めます。

## (2) 事業者の取組み

- ① ごみの減量化、リサイクルの推進
- ・分別排出を行い、ごみの減量化、リサイクルに努めます。
  - ・特に多量のごみを排出する事業者は、大型生ごみ処理機導入による堆肥化や飼料化、剪定枝のチップ化などの資源化を検討するなど、ごみの減量化、リサイクルの推進に努めます。
- ② 自主回収の促進と啓発
- ・牛乳パック、発泡スチロールトレイ等の自主回収を進めます。
  - ・リサイクル意識の啓発を推進します。
- ③ 分別収集への協力
- ・廃棄方法（分別）の表示を行うなど、市の分別収集に協力します。
- ④ 包装の簡素化の推進
- ・マイバッグ運動の推進をします。
  - ・包装の適正化に努めるとともに、簡素化について消費者に協力を呼びかけます。
- ⑤ 従業員の意識啓発
- ・従業員に対しごみの減量化、資源化について意識の高揚を図ります。
- ⑥ グリーン製品の使用等
- ・再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、ものをむだにしないよう努めます。

### (3) 行政の取組み

- ① 資源ごみの分別収集
  - ・プラスチック製容器包装ごみの分別と洗浄の徹底や、蛍光灯などの有害・危険物の分別収集の徹底に努めます。
- ② 生ごみ処理減量化対策事業の推進
  - ・家庭から出る生ごみの堆肥化と生ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機器の購入を引き続き推進します。
- ③ 資源物集団回収
  - ・資源のリサイクルを進めるため、資源物集団回収を引き続き推進します。
- ④ リサイクルプラザ
  - ・リサイクル広場を活用し不用品のリサイクルを推進します。
- ⑤ ごみ発生量抑制のための啓発活動
  - ・グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）運動などによる啓発活動やごみ処理費用等の情報公開を通して、ごみ発生量の抑制を図ります。
- ⑥ 環境教育の推進
  - ・ごみ処理場見学会を実施します。
  - ・環境問題の一つとしての認識・理解を広め、循環型社会形成の推進をするため、小中学生を対象とした環境学習会を実施します。
- ⑦ ごみ“0”運動と不法投棄防止パトロール
  - ・ごみ“0”の日の全市一斉清掃の実施、不法投棄防止の啓発とパトロールの実施をします。
- ⑧ グリーン製品の使用等
  - ・市が率先して再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、省資源とリサイクルの促進に積極的に協力します。
- ⑨ 多量排出事業者への依頼
  - ・多量のごみを排出する事業者に対して、ごみの減量と資源化を依頼します。
- ⑩ 新たな施策の検討
  - ・ごみの発生抑制・適正処理を促すため、大型生ごみ処理機の導入に対する助成や使用済油の回収など、新たな施策について先進地の状況を調査し、実施について検討します。

## 5 ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針

### (1) ごみの分別収集区分

現行（平成27年度実施）のごみの分別区分により分別収集を行います。また、分別区分に小型家電の追加を検討するとともに、大きな要因変化があった場合は見直しを検討します。

ごみの分別区分	
(1) 燃やすごみ	(6) 有害・危険物
(2) 飲食用缶・ビン、化粧品ビン	(7) 埋立ごみ
(3) ペットボトル	(8) 粗大ごみ
(4) プラスチック製容器包装	(9) 古着
(5) 古紙類	(10) 小型家電
新聞	
雑誌、チラシ	
ダンボール	

※古着、小型家電はイベント又はピックアップ収集による分別です。

## (2) 処理・リサイクルの方針

### ① 燃やすごみ

生ごみ、木材類などの他、資源物集団回収で回収されなかった紙布類やごみ袋として使用されたプラスチック製袋を焼却処理した後に埋立処分をします。

### ② 資源ごみ

資源ごみとして飲食用缶・ビン、化粧品ビン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を行い、リサイクル品として搬出します。

### ③ 古紙類

新聞、雑誌・チラシ、ダンボールを対象とし、委託業者へリサイクル品として搬出します。

### ④ 有害・危険物

蛍光管、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池、ライター、水銀製の体温計・血圧計・温度計を対象に分別収集を行い、クリーンスポット大原において再使用可能なものをリサイクル業者に搬出後、国の廃棄物処理基準により適正に処分します。

### ⑤ 埋立ごみ

プラスチック製容器包装以外のプラスチック類、金属類、ガラス・陶磁器類、ゴム・合成皮製品、キャップ類などを対象とし、破碎処理後に埋立処分をします。

なお、鉄類でリサイクル可能なものは資源ごみとして処理します。

### ⑥ 粗大ごみ

可燃粗大ごみと不燃粗大ごみに分け、処理場への持込みを基本としますが、不燃粗大ごみで10kg程度までのものについては収集します。可燃粗大ごみは焼却処理し、不燃粗大ごみで再使用可能なものはリサイクルプラザを通じて再利用し、その他は破碎処理後に埋立処分をします。

### ⑦ 古着

古着は年数回イベント方式により回収し、委託業者にリサイクル品として搬出します。また、今後リサイクル技術及びリサイクルルート等が確立されたものについては、リサイクルを検討します。

## ⑧ 小型家電

埋立ごみ又は粗大ごみとして収集した物をクリーンスポット大原において分別し、リサイクル可能なものはリサイクル品として搬出します。

## 6 適正処理困難物の処理方針

処理能力を超える製品及び危険性・有害性があるもの、並びに家電リサイクル法対象品の排出及び処理に関しては、市民及び事業者に対し理解と協力を求めるとともに、事業者による回収責任の徹底を図ります。

《例》

- ・テレビ ・冷蔵庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン ・パソコン ・オートバイ
- ・タイヤ ・バッテリー ・農機具 ・消火器 ・農薬、薬品 ・感染性廃棄物
- ・廃油(食用油などで小さく固められたものは除く) ・建築廃材 ・産業廃棄物

## 7 事業系ごみの処理方針

事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者の自己搬入又は許可業者による収集とし、処理については時水清掃工場及びクリーンスポット大原で行います。多量排出者については自己処理責任の原則から自己処理に努めます。

## 8 ごみ処理の計画に関する事項

### (1) 収集運搬計画

#### ① 収集計画

本市のごみの計画処理区域は市内全域とします。

ごみの収集・運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により行うものとし、運搬車両はごみの性状に合わせパッカー車又はダンプを使用して行います。

区分	回収方式	収集形態	回収回数	搬入先
燃やすごみ(可燃粗大除く)	ステーション	委託	3回/週	時水清掃工場
空カン、空ビン	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	委託	2回/週	クリーンスポット大原
古紙類(新聞、雑誌・チラシ、ダンボール)	ステーション	委託	1回/月	古紙再生業者
有害・危険物	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
埋立ごみ	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃) 10kg程度以下	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃) 10kg以上	直接搬入	—	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ(可燃) 長さ60cm程度以上	直接搬入	—	—	時水清掃工場
古着	イベント	—	—	委託業者
小型家電	イベント ピックアップ	—	—	クリーンスポット大原
収集しないごみ	—	—	—	購入先・専門店など

## ② 自己搬入

引っ越し等で多量のごみを排出する場合は、排出者による直接処理場への搬入又は許可業者へ依頼するものとします。

## (2) 中間処理計画

時水清掃工場及びクリーンスポット大原で、燃やすごみ・埋立ごみ・資源ごみ・有害・危険物・粗大ごみのリサイクルと処分を行います。古紙類については、収集委託業者から古紙再生業者へ引渡します。

多量排出者による生ごみについては、大型の電動生ごみ処理機の導入など、減量化・リサイクルを進めます。

## (3) 最終処分計画

最終処分は処分場の適正管理と延命の観点から、市外施設へ処理を委託します。

## 9 ごみ処理の施設整備に関する事項

### (1) 収集運搬処理施設

引き続きごみ収集用ごみ箱を設置する町内に補助金を交付し、整備を進めます。

### (2) 中間処理施設

直接資源化を行うごみを除く中間処理は、時水清掃工場及びクリーンスポット大原で行い、今後の施設整備については長寿命化を引き続き検討します。

## 第3章 ごみ処理の将来における課題

### 1 ごみ処理の広域化

ごみ焼却場からのダイオキシン類排出削減対策（処理施設の規模を100t/日以上とする）の一つとして、平成9年5月に国からごみ処理広域化の方針が示され、新潟県においても平成11年6月に「新潟県ごみ処理広域化計画」が策定されました。その後、市町村合併により市町村数は減少しましたが、現在では長岡市を中心とした定住自立圏構想の中で、ごみの広域処理など様々な課題について検討しています。

※定住自立圏構想とは・・・

地方において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方から都市部への人口流出を食い止めるとともに、都市部の住民に対してもライフステージ等に応じた居住の選択肢を提供し、地方への人の流れを創出するために推進していく施策です。また、今後すべての市町村にフルセットの都市機能を整備することは困難であり、効率的な施策が求められているため、市町村の枠を超えた広域的な取組や、行政と民間の連携・役割分担を通じて、それぞれの持つ強みを活かし、弱みを補完しあいながら、圏域全体の魅力を高め人口の定住を図ろうというものです。



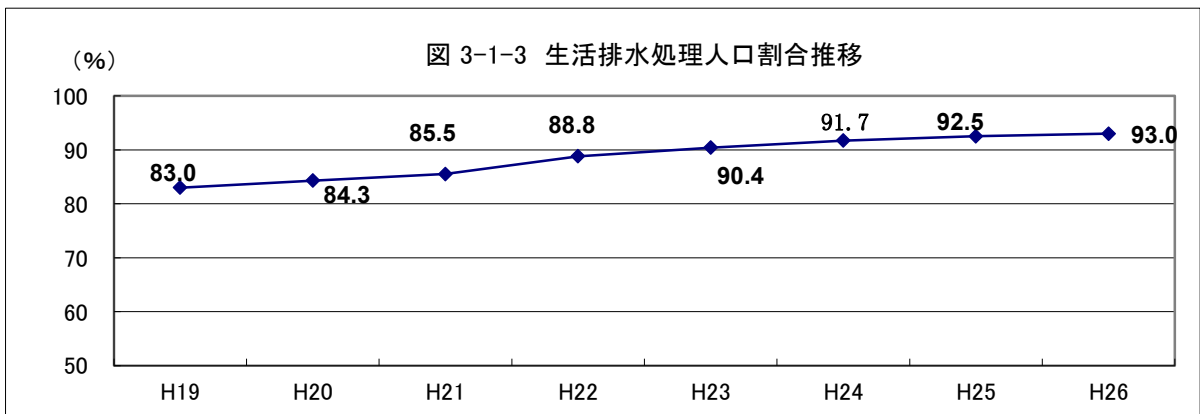
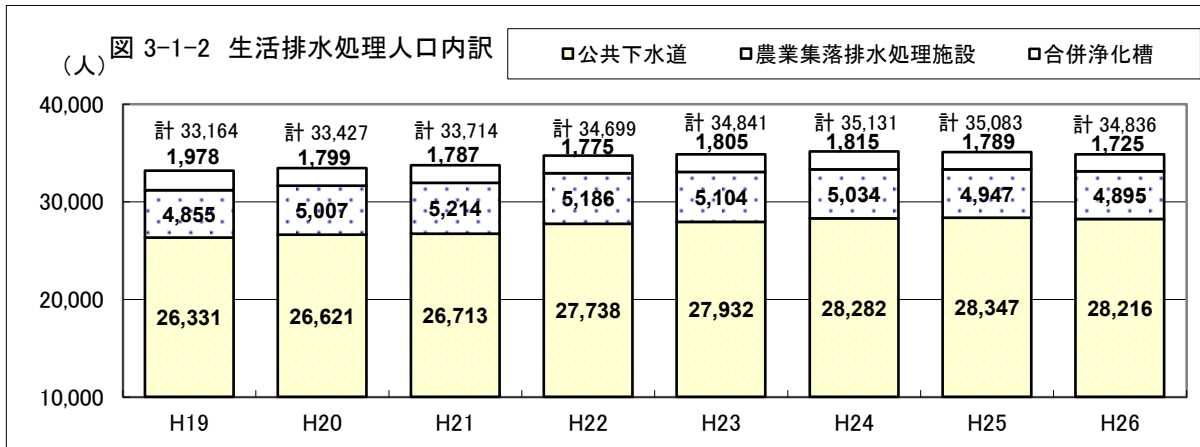
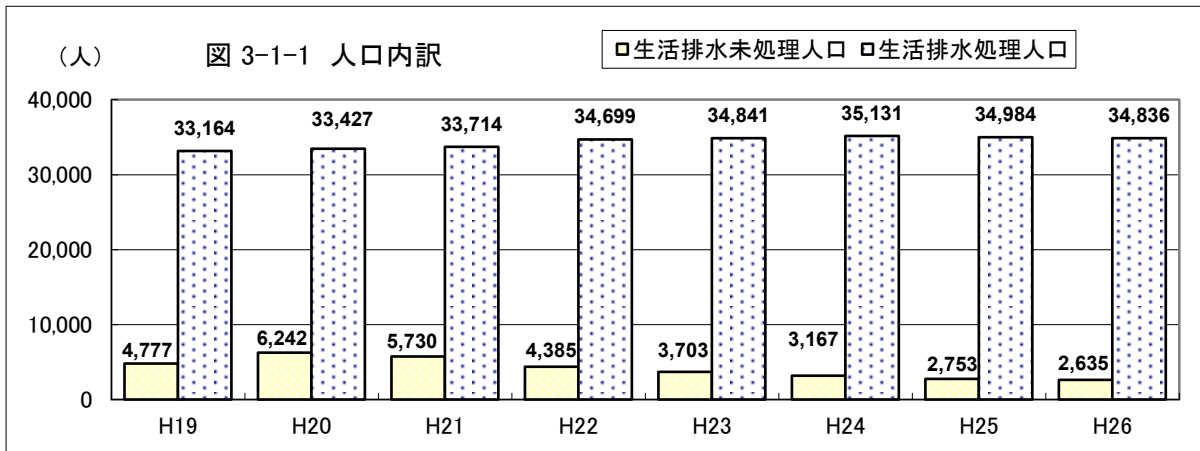
### 第3部 生活排水処理基本計画

#### 第1章 生活排水処理の現状

##### 1 生活排水処理

###### (1) 生活排水処理の現状

平成26年度における本市の生活排水処理人口は34,836人（内訳；公共下水道接続人口28,216人、農業集落排水施設接続人口4,895人、合併処理浄化槽人口1,725人）であり、平成19年度の33,164人（内訳；公共下水道接続人口26,331人、農業集落排水施設接続人口4,855人、合併処理浄化槽人口1,978人）に比べ5.0%の増となっています。平成26年度の処理計画人口に対する生活排水処理人口の割合は、平成19年度の83.0%から93.0%と増加しています。（図3-1-1、図3-1-2、図3-1-3）



年 度	22	23	24	25	26
計画処理区域内人口	39,085	38,544	38,298	37,836	37,471
水洗化、生活雑排水処理人口	34,699	34,841	35,131	34,984	34,836
(1) 公共下水道	27,738	27,932	28,282	28,347	28,216
(2) 農業集落排水処理施設	5,186	5,104	5,034	4,947	4,895
(3) 合併処理浄化槽	1,775	1,805	1,815	1,789	1,725
水洗化、生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	1,951	1,909	1,868	1,827	1,786
非水洗化人	2,435	1,794	1,299	926	849

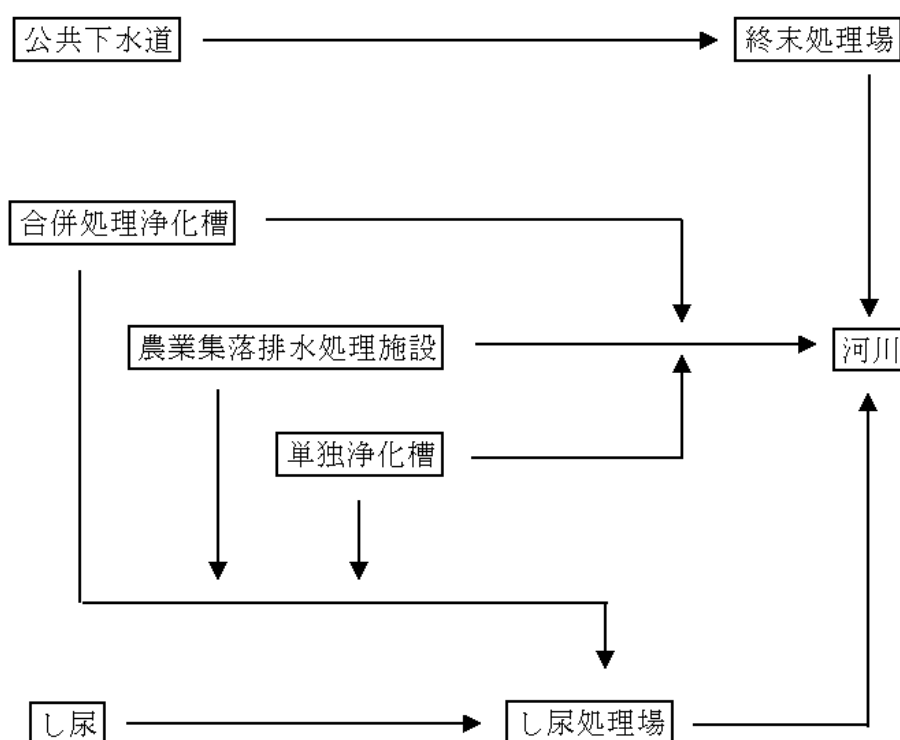
単位：人

### (2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	小千谷市（流域関連）
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	小千谷市

### (3) 処理・処分の流れ



#### (4) 下水道の現状

本市の公共下水道事業は、昭和58年度に国から事業として認可され、整備が始まりました。平成4年度に一部の区域で供用を開始し、平成21年度で面的整備を完了しました。

#### (5) 農業集落排水処理施設の現状

本市の農業集落排水処理施設は、昭和57年度に鴻野谷地区において整備が始まりました。その後、池ヶ原地区、吉谷地区、川井地区、真人地区、岩沢地区、上片貝地区の整備を行いました。

農集計画処理区域	※計画処理対象人口（人）	整備年
鴻野谷地区	1,065	S. 57～H. 元
池ヶ原地区	555	H. 4～H. 6
吉谷地区	1,811	H. 6～H. 10
川井地区	633	H. 9～H. 12
真人地区	1,176	H. 11～H. 14
岩沢地区	1,261	H. 14～H. 18
上片貝地区	418	H. 16～H. 21

※当初計画定住人口数値

※鴻野谷地区は施設の老朽化に伴い、平成28年度に公共下水道に接続する計画です。

#### (6) 合併処理浄化槽の現状

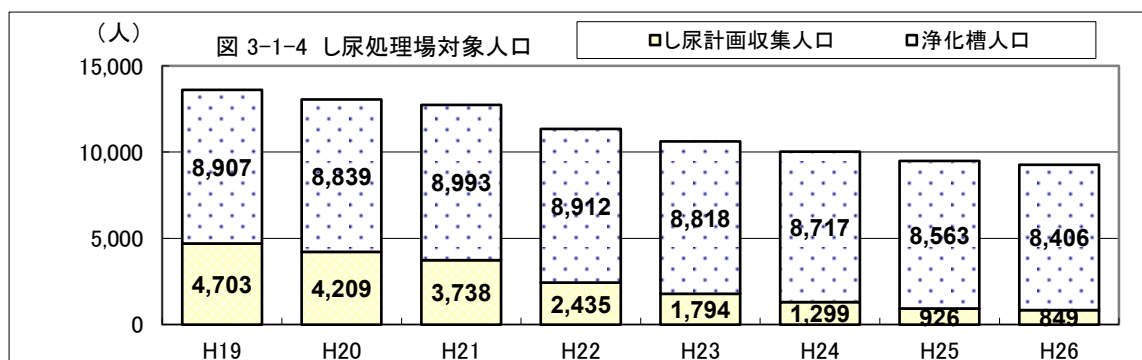
本市の合併処理浄化槽は、病院、学校、公営住宅等の公共施設を中心に昭和53年から設置が行われておりましたが、公共下水道等の整備に伴い市街地では廃止されています。

現在は公共下水道や農業集落排水処理施設整備区域外を対象として、平成6年度から小型合併処理浄化槽の補助を開始し、平成26年度末時点で補助対象として305基が設置されました。

## 2 し尿・汚泥処理

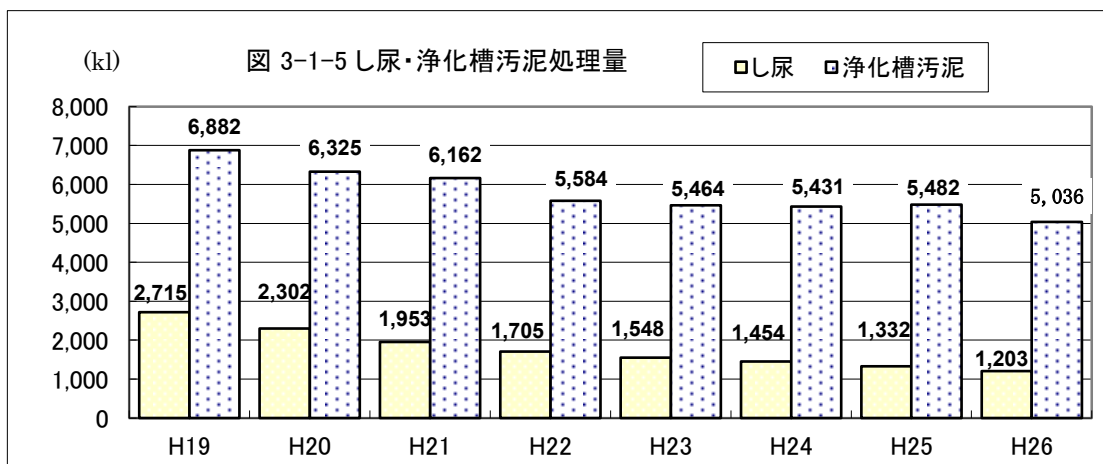
### (1) し尿計画収集人口・浄化槽人口の現状

平成26年度の本市におけるし尿計画収集人口は849人であり、平成19年度(4,703人)に比べ81.9%の減となっています。浄化槽人口は8,406人(内訳:合併1,725人、農集4,895人、単独1,786人)であり、平成19年度8,907人(内訳:合併1,978人、農集4,855人、単独2,074人)に比べ5.6%の減となっています。単独浄化槽人口は13.9%の減少であり、農業集落排水処理人口についても減少する傾向にあります(図3-1-4)。



(2) し尿・汚泥の処理量

平成26年度の本市のし尿と浄化槽汚泥の処理量は、し尿 1,203 kl、浄化槽汚泥 5,036 kl で平成19年と比較してし尿は 55.7%の減少、浄化槽汚泥は 26.8%の減少となっています。し尿の処理量は計画収集人口の減少に伴い減っており、浄化槽汚泥についても減少傾向にあります。(図 3-1-5)



(3) 収集・運搬・処理の現状

① 収集・運搬の現状

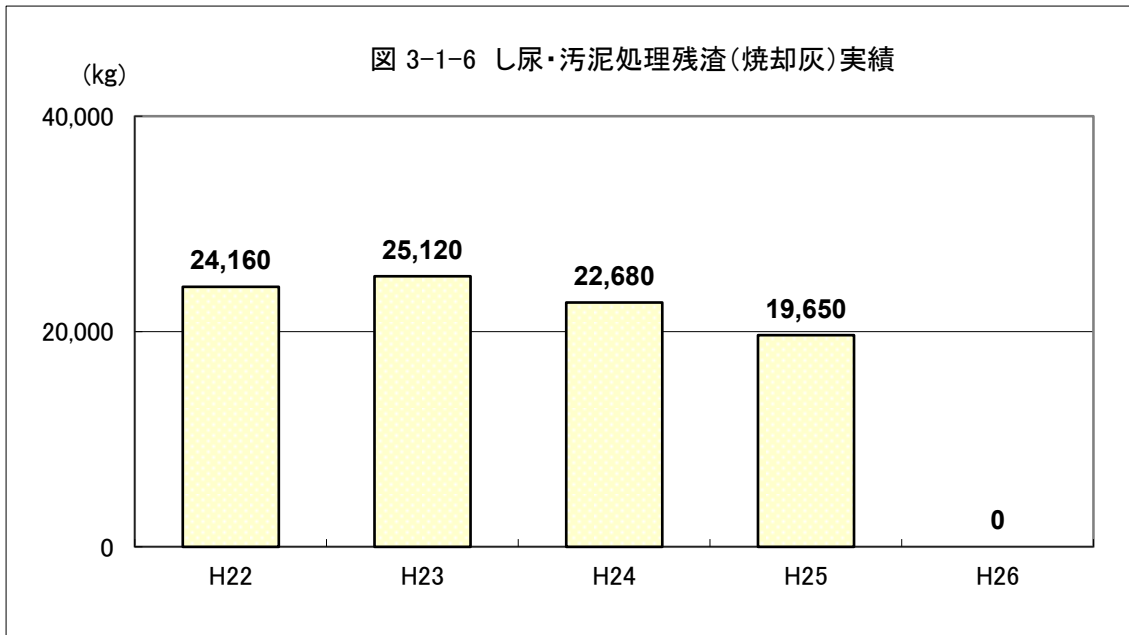
本市の許可業者（3業者）がし尿と浄化槽汚泥の収集運搬を行っています。収集車両はバキューム車総数9台、総積載量 30 klとなっています。

② 処理の現状

し尿と浄化槽汚泥は衛生センター清流園（し尿処理場）で処理を行っています。

また、旧川口町地域から排出されるし尿・浄化槽汚泥についても長岡市からの委託を受けて小千谷市が行っています。

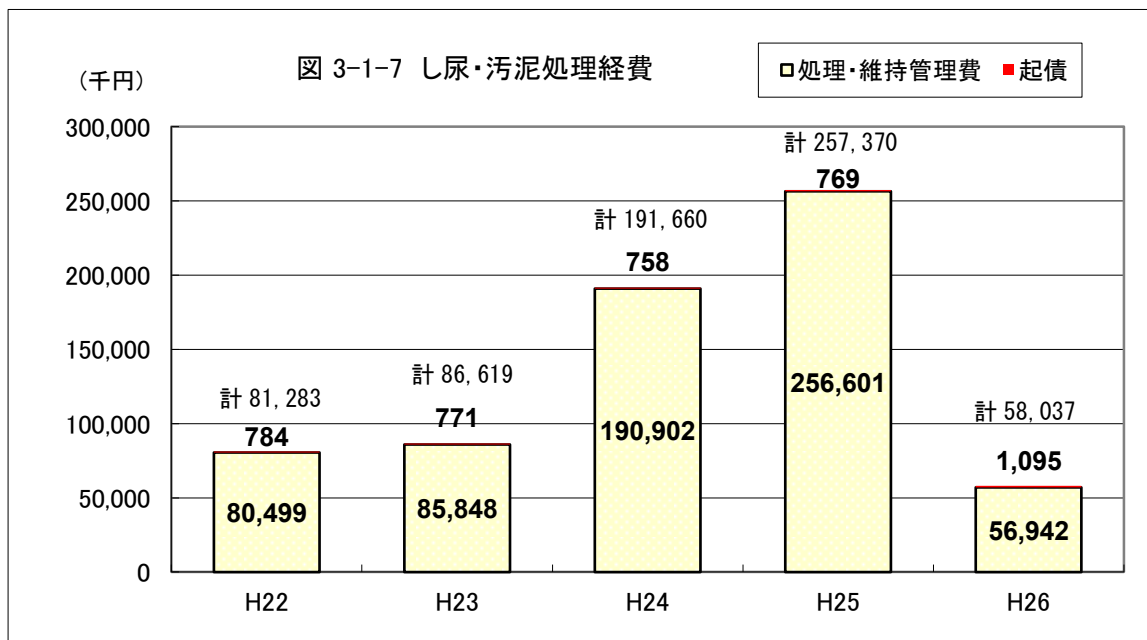
所在地	長岡市川口牛ヶ島 2537-1		
敷地面積	5999.405m <sup>2</sup> (有効面積)		
		当初	改良後
着工	し尿処理施設	S. 50. 10	H24. 8
	汚泥処理施設	S. 56. 8	
竣工	し尿処理施設	S. 51. 9	H26. 3
	汚泥処理施設	S. 58. 3	
設計・施工	浅野工事(株)		浅野環境ソリューション(株)
処理能力	し尿処理施設	6 0 kl/日	し尿 4 kl/日 汚泥 2 1 kl/日
	汚泥処理施設	3 0 kl/日	
処理方式	し尿処理施設	好気性消化方式	同左
	汚泥処理施設	固液分離方式	同左
その他設備	乾燥焼却設備、脱臭設備、3次処理設備		乾燥焼却設備（休止中）、脱臭設備、3次処理設備



※平成26年3月に衛生センター清流園基幹的設備改良工事が完了したのに伴い、平成26年4月以降に発生した汚泥は、時水清掃工場において助燃剤として使用しています。

(4) し尿・汚泥の処理経費

平成26年度の本市におけるし尿・汚泥処理経費の総額は5,804万円であり、1㎏当たり9,302円、市民一人当たり1,549円となっており、処理量の減少に伴い維持管理費も減少しています。



※平成24年度、平成25年度は衛生センター清流園基幹的設備改良工事(国庫交付金事業)を実施したため処理経費が増加しています。

## 第2章 生活排水処理基本計画の内容

### 1 生活排水処理基本計画策定の方針

水辺環境の汚染防止対策として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により地域に合わせた処理方式で普及を図り、生活環境の向上と自然環境の保全に努めてきました。

河川などでは、より自然の状態に近い水辺の環境が求められてきており、今後も更なる取り組みが必要となっています。

このような状況から、生活環境の保全と公衆衛生の向上と良好な水辺環境を次世代へ引き継ぐために、次に掲げる事項に重点をおいて策定します。この基本計画の策定をもって、生活排水の適正かつ円滑な処理の推進を図ります。

#### 生活排水処理に向けた重点事項

- 1 人口分布や地形などを考え、公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽の整備と普及、生活排水処理率の向上を推進します。
- 2 公共下水道、農業集落排水処理区域外における単独浄化槽設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を図ります。

#### 快適な水辺環境に向けた重点事項

水や合成洗剤などの適正利用や水辺の環境に関する啓発に取り組み、快適な水辺環境の維持を図ります。

### 2 生活排水の処理主体

現行の処理主体で行いますが、し尿処理施設については小千谷市が行います。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	小千谷市（流域関連）
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市

### 3 生活排水の処理計画

平成26年度における生活排水処理率（人口対比）を93%として、各地域の実情に対応した処理方式により整備を行います。（図3-2-1、図3-2-2、図3-2-3）

【生活排水処理目標】

単位：%

	26年度	32年度	37年度
生活排水処理率	93.0	93.6	94.3

【人口の内訳】

単位：人

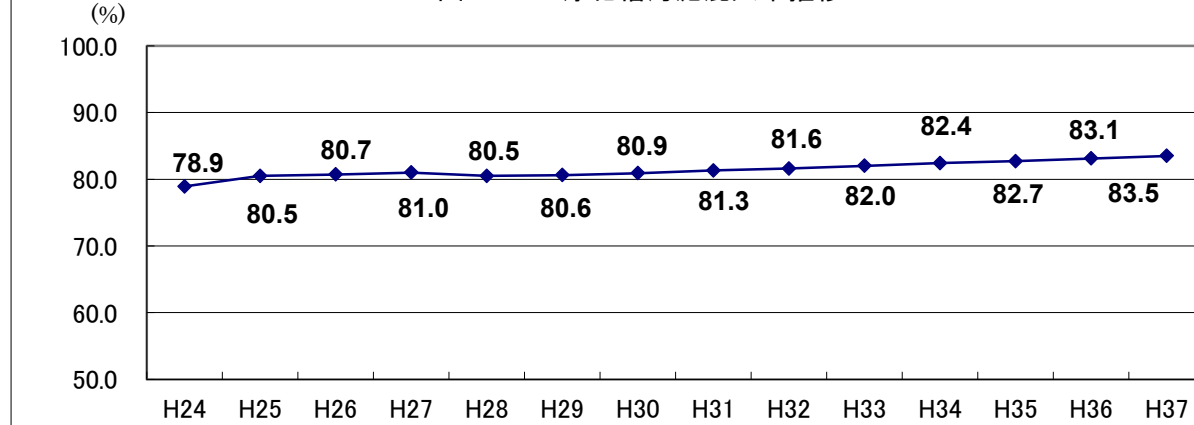
	26年度	32年度	37年度
行政区域内人口	37,471	35,519	33,944
計画処理区域内人口	37,471	35,519	33,944
生活排水処理人口	34,836	33,262	32,001

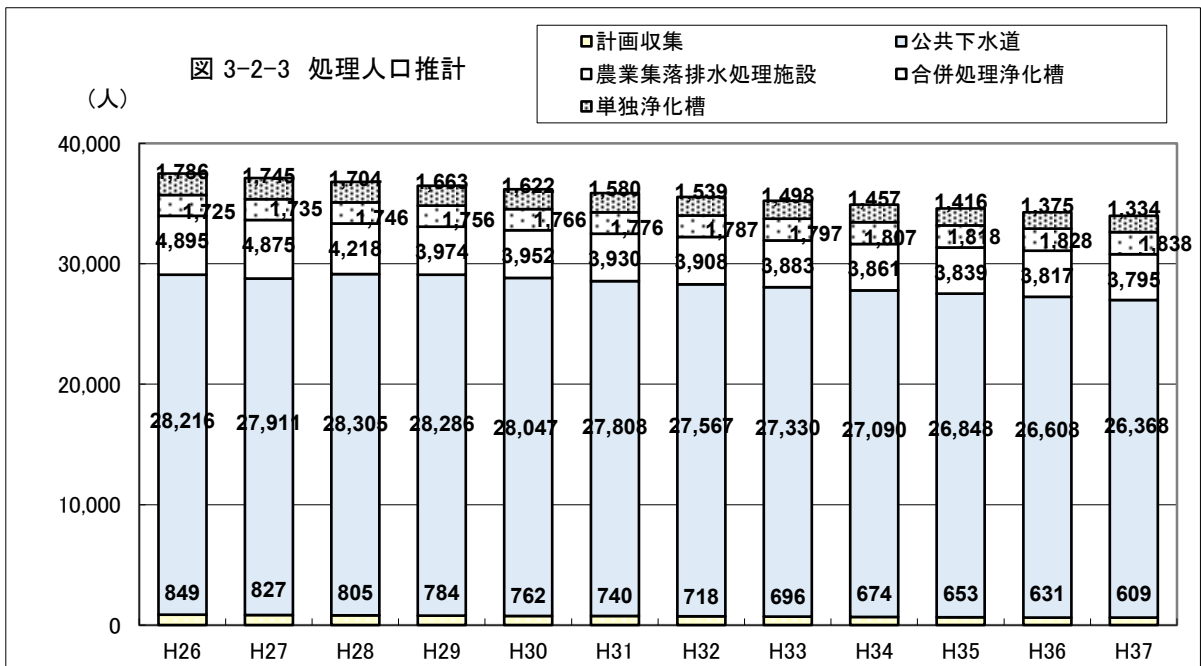
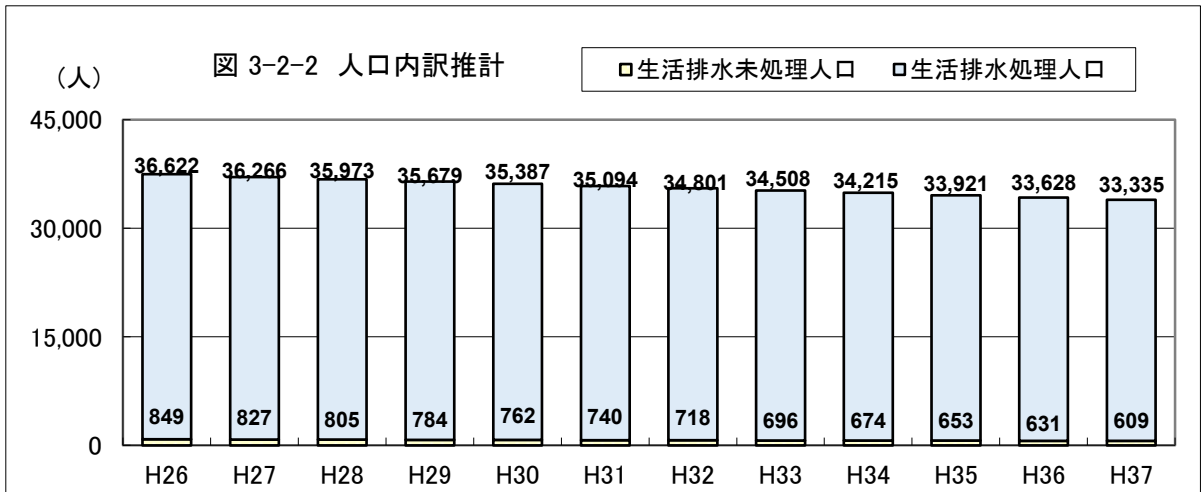
【排水処理形態別人口内訳】

単位：人

		26年度	32年度	37年度
計画処理区域内人口		37,471	35,519	33,944
	水洗化、生活雑排水処理人口	34,836	33,262	32,001
	(1) 公共下水道	28,216	27,567	26,368
	(2) 農業集落排水処理施設	4,895	3,908	3,795
	(3) 合併処理浄化槽	1,725	1,787	1,838
水洗化、生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)		1,786	1,539	1,334
非水洗化人口		849	718	609

図3-2-1 浄化槽汚泥混入率推移





(1) 下水道計画

本市における公共下水道の全体計画は、平成 47 年度までを整備期間として定めていますが、平成 21 年度をもって面的整備が完了しました。

平成 26 年度末において、下水道の計画区域内人口 30,651 人ですが、このうち下水道に接続している人口は、28,216 人です。(接続率 92.1%) 今後は、接続率の向上に重点を置いて事業を進めていきます。

(2) 農業集落排水処理施設計画

計画していた 7 地区全部の事業が完了し、平成 26 年度末時点における処理区域内人口は 5,050 人です。このうち農業集落排水施設に接続している人口は 4,895 人(接続率 96.9%)です。今後は、接続率 100% 達成へ向けた取組みを進めていきます。

また、平成元年度に整備した鴻野谷地区は、施設の老朽化に伴い、平成 28 年度に公共下水道へ接続する予定です。他の地区についても施設の更新等を検討します。



### (3) 合併処理浄化槽計画

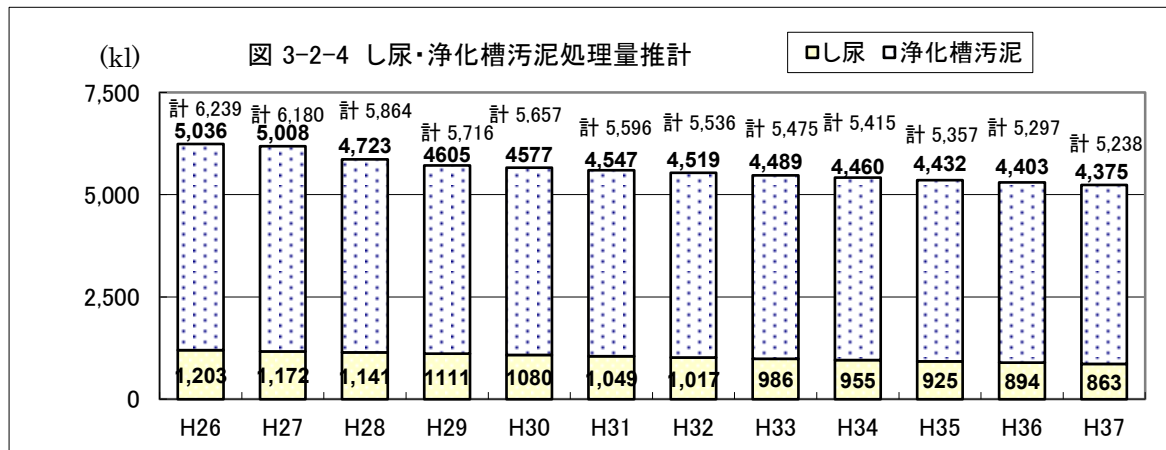
公共下水道及び農業集落排水処理計画区域外を合併処理浄化槽の整備対象地域として、引き続き補助金を交付して整備を進めます。

また、単独浄化槽が平成12年の法改正（建築基準法、浄化槽法）で浄化槽と認められなくなったことから、既存の単独浄化槽についても合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。

## 4 し尿・汚泥の処理計画

### (1) し尿・汚泥の処理量推計

下水道処理人口の増加とともに処理量は減少しており、平成26年度は6,239 kℓ（し尿 1,203 kℓ、浄化槽汚泥 5,036 kℓ）平成37年度では5,238 kℓ（し尿 863 kℓ、浄化槽汚泥 4,375 kℓ）と推計しています。（図3-2-4）



### (2) 収集運搬計画

許可業者による収集としますが、収集運搬量の減少に合わせた許可体制について検討します。

### (3) 施設整備計画

平成25年度に衛生センター清流園基幹的設備改良工事を実施したことにより中間処理は引き続き衛生センター清流園で行い、発生する汚泥は時水清掃工場で助燃剤として使用します。



# 資料編

## 1 目標年度における減量化目標等

(1)目標値について

(2)ごみ処理経費の推移

## 2 ごみ等排出量及び一人一日当りごみ排出量について

## 3 生活排水処理について

# 1 目標年度における減量化目標等

## (1) 目標値について

### ① 考慮すべき事項

- 家庭系ごみは、平成23年度に実施したごみ処理有料化と人口減の影響で、今後も減少傾向が続くものと思われま。また、「燃やすごみ」の中からリサイクルすることができる紙類がこれまで以上に「古紙回収」や「資源物集団回収」へ排出され、リサイクル量を押し上げる要因になるものと思われま。
- 事業系ごみは、リサイクル量の増加により、全体的に減少していくものと思われま。
- 計画収集量の減少により、リサイクル業者へ引渡す資源物（粗大ごみなどから分別された鉄くずなど）も減少するものと思われま。

### ② 目標値

#### ■ごみ等排出量

単位：t

項目	年度	H26 実績	H32		H37		増減率 (H26⇒H37)
			予測値	目標値	予測値	目標値	
総排出量	A	14,333	13,055	12,597	11,987	11,151	-22%
計画収集量	B	13,583	12,242	11,765	11,114	10,251	-25%
家庭系廃棄物	C	7,482	6,672	6,389	5,987	5,479	-27%
(委託+直搬)							
燃やすごみ	D	5,698	5,084	4,868	4,562	4,175	-27%
埋立ごみ(有害・危険物含む)	E	584	520	498	467	427	-27%
飲食用缶・ビン、化粧品ビン	F	511	454	435	407	373	-27%
プラスチック製容器包装	G	601	534	511	479	438	-27%
粗大ごみ	H	88	80	77	72	66	-25%
事業系廃棄物	I	5,425	4,837	4,632	4,340	3,972	-27%
(許可+直搬)							
燃やすごみ	J	5,209	4,643	4,446	4,166	3,813	-27%
埋立ごみ(有害・危険物含む)	K	96	87	83	78	71	-26%
飲食用缶・ビン、化粧品ビン	L	37	33	32	30	27	-27%
プラスチック製容器包装	M	69	62	60	56	51	-26%
粗大ごみ	N	14	12	11	10	10	-29%
古紙回収	O	676	733	744	787	800	18%
資源物集団回収	P	750	813	832	873	900	20%
リサイクル量	Q	2,978	2,820	2,771	2,649	2,565	-14%
リサイクル業者引渡さ	R	1,552	1,274	1,195	989	865	-44%
古紙回収	S	676	733	744	787	800	18%
資源物集団回収	T	750	813	832	873	900	20%
リサイクル率(%)	U	20.8	21.6	22.0	22.1	23.0	—

注1 総排出量=計画収集量+資源物集団回収 … A=B+P

2 計画収集量=家庭系廃棄物+事業系廃棄物+古紙回収 … B=C+I+O

3 家庭系廃棄物=D~Hの計 … C=D+E+F+G+H

4 事業系廃棄物=J~Nの計 … I=J+K+L+M+N

5 リサイクル量=R~Tの計 … Q=R+S+T

6 リサイクル業者引渡さ⇒平成26年度一般廃棄物処理実態調査より

7 リサイクル率=リサイクル量/総排出量 … Q/A

8 計画収集量に直接搬入分も含めて予測等を実施している。

■一人一日当り排出量

	H26	H32	H37
推計人口 (人)	37,471	35,519	33,944
計画収集量 (t)	14,333 (13,583)	12,597 (11,765)	11,151 (10,251)
一人一日当り (g)	1,048 (993)	972 (907)	900 (827)

※ ( ) は集団回収量を除いた数値

## 2 ごみ処理経費の推移

	H23	H24	H25	H26
建設・改良費 (千円)	0	0	0	0
処理・維持管理費 (千円)	363,138	394,056	403,556	406,867
起債償還金 (千円)	307,140	78,296	39,187	39,187
収集委託料 (千円)	128,867	120,469	119,743	128,888
計 (千円)	799,145	592,821	562,486	574,942
一般会計総額 (千円)	18,135,074	17,605,212	18,301,291	17,620,359
処理経費の占める割合 (%)	4.41	3.37	3.07	3.26
人口 (3/31現在) (人)	38,544	38,298	37,836	37,471
処理量 (計画収集量) (t)	13,735	14,010	13,974	13,583
経費/人口 (円/人)	20,733	15,479	14,866	15,344
経費/処理量 (円/t)	58,183	42,314	40,252	42,328
1人1日当り排出量 (g/日人)	1,034	1,060	1,067	1,048

※処理量：家庭系及び事業系廃棄物の合計

※1人1日当り排出量：家庭系及び事業系の合計

## 2 ごみ等排出量及び一人一日当りごみ等排出量について

単位:t

項目		年度									
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
総排出量		13,754	13,466	13,176	12,887	12,597	12,308	12,019	11,730	11,440	11,151
計画収集量		12,978	12,676	12,372	12,069	11,765	11,463	11,160	10,858	10,554	10,251
家庭系廃棄物		7,817	7,647	7,475	7,304	7,133	6,962	6,791	6,621	6,450	6,279
(委託+直搬)	燃やすごみ	5,421	5,283	5,144	5,005	4,868	4,727	4,589	4,451	4,311	4,175
	埋立ごみ(有害・危険物含む)	555	542	527	513	498	484	470	456	442	427
	飲食用缶・ビン、化粧品ビン	486	473	461	449	435	424	411	399	387	373
	プラスチック製容器包装	572	558	543	528	511	499	484	469	455	438
	古紙回収(モデル事業含む)	699	710	721	732	744	755	766	777	789	800
	粗大ごみ	84	81	79	77	77	73	71	69	66	66
事業系廃棄物		5,161	5,029	4,897	4,765	4,632	4,501	4,369	4,237	4,104	3,972
(許可+直搬)	燃やすごみ	4,956	4,829	4,702	4,576	4,446	4,322	4,195	4,069	3,941	3,813
	埋立ごみ(有害・危険物含む)	91	89	87	84	83	80	77	74	72	71
	飲食用缶・ビン、化粧品ビン	35	34	33	32	32	31	30	29	28	27
	プラスチック製容器包装	66	64	62	61	60	57	56	54	52	51
	粗大ごみ	13	13	13	12	11	11	11	11	11	10
資源物集団回収		776	790	804	818	832	845	859	872	886	900
リサイクル量		2,926	2,882	2,846	2,809	2,771	2,732	2,692	2,650	2,608	2,565
リサイクル業者引渡量		1,451	1,382	1,321	1,259	1,195	1,132	1,067	1,001	933	865
古紙回収		699	710	721	732	744	755	766	777	789	800
資源物集団回収		776	790	804	818	832	845	859	872	886	900
リサイクル率 (%)		21.2	21.4	21.6	21.8	22.0	22.2	22.4	22.6	22.8	23.0
一人一日当り排出量 (g)	集団回収含まない	967	952	938	923	907	892	876	860	844	827
	(集団回収含む)	1,025	1,012	999	985	967	958	944	930	915	900

※災害廃棄物処理分は含まない

### 3 生活排水処理について

生活形態別処理人口実績と推計

単位：人

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
行政区域内人口	37,471	37,093	36,778	36,463	36,149	35,834	35,519	35,204	34,889	34,574	34,259	33,944
計画処理区域内人口	37,471	37,093	36,778	36,463	36,149	35,834	35,519	35,204	34,889	34,574	34,259	33,944
非水洗化人口	849	827	805	784	762	740	718	696	674	653	631	609
計画収集人口	849	827	805	784	762	740	718	696	674	653	631	609
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	36,622	36,266	35,973	35,679	35,387	35,094	34,801	34,508	34,215	33,921	33,628	33,335
公共下水道人口	28,216	27,911	28,305	28,286	28,047	27,808	27,567	27,330	27,090	26,848	26,608	26,368
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口	8,406	8,355	7,668	7,393	7,340	7,286	7,234	7,178	7,125	7,073	7,020	6,967
合併浄化槽	1,725	1,735	1,746	1,756	1,766	1,776	1,787	1,797	1,807	1,818	1,828	1,838
農業集落排水処理施設	4,895	4,875	4,218	3,974	3,952	3,930	3,908	3,883	3,861	3,839	3,817	3,795
単独浄化槽	1,786	1,745	1,704	1,663	1,622	1,580	1,539	1,498	1,457	1,416	1,375	1,334

下水道人口 ; 37年度、最終計画人口 26,368人とする。

農集人口 ; 37年度、最終計画人口 3,795人とする。

合浄補人口 ; 37年度まで5基/年補助、37年度1,838人目標。

単独浄人口 ; 37年度、1,334人目標。

計画収集人口 ; 年度別推計人口-水洗化人口

生活排水処理人口割合実績と推計

単位:人

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
生活排水未処理人口	2,635	2,572	2,509	2,447	2,384	2,320	2,257	2,194	2,131	2,069	2,006	1,943
生活排水処理人口	34,836	34,521	34,269	34,016	33,755	33,514	33,262	33,010	32,758	32,505	32,253	32,001
行政区内人口	37,471	37,093	36,778	36,463	36,149	35,834	35,519	35,204	34,889	34,574	34,259	33,944
生活排水処理人口割合 (%)	93.0	93.1	93.2	93.3	93.4	93.5	93.6	93.8	93.9	94.0	94.1	94.3

し尿・浄化槽汚泥収集量、排出量実績と推計

単位:kl

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
収集量計	6,239	6,180	5,864	5,716	5,657	5,596	5,536	5,475	5,415	5,357	5,297	5,238
し尿収集量	1,203	1,172	1,141	1,111	1,080	1,049	1,017	986	955	925	894	863
計画収集量	1,203	1,172	1,141	1,111	1,080	1,049	1,017	986	955	925	894	863
自家処理量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽汚泥量	5,036	5,008	4,723	4,605	4,577	4,547	4,519	4,489	4,460	4,432	4,403	4,375
合併汚泥量	1,748	1,758	1,769	1,779	1,790	1,800	1,811	1,821	1,831	1,842	1,852	1,863
農集汚泥	1,978	1,970	1,704	1,606	1,597	1,588	1,579	1,569	1,560	1,551	1,542	1,534
単独汚泥量	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,159	1,129	1,099	1,069	1,039	1,009	978

浄化槽汚泥混入率

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
し尿 (kl)	1,203	1,172	1,141	1,111	1,080	1,049	1,017	986	955	925	894	863
浄化槽汚泥 (kl)	5,036	5,008	4,723	4,605	4,577	4,547	4,519	4,489	4,460	4,432	4,403	4,375
浄化槽汚泥混入率 (%)	80.7	81.0	80.5	80.6	80.9	81.3	81.6	82.0	82.4	82.7	83.1	83.5





---

## 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月策定

発行 新潟県小千谷市 市民生活課

〒947-8501

新潟県小千谷市城内二丁目7番5号

TEL 0258-83-3511 (代表)

FAX 0258-82-8664

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp>

e-mail [shimin@city.ojiya.niigata.jp](mailto:shimin@city.ojiya.niigata.jp)

---